

# 吹田市中核市移行基本計画（素案）

平成 30 年（2018 年）4 月

吹田市

《 目 次 》

1	はじめに～基本計画策定の趣旨～	1
2	中核市制度とは	2
	(1) 概要	2
	(2) 指定要件の変遷	2
	(3) 全国の中核市一覧	3
	(4) 中核市指定の手続	4
3	中核市移行により移譲される事務	5
	(1) 移譲事務の項目数	5
	(2) 指定都市、中核市、施行時特例市が担う主な事務	6
4	中核市移行の基本的な考え方	7
5	中核市移行による主な事務の概要とその効果	8
	I 地域の保健衛生の推進	8
	II 行政サービスの効率化・迅速化	14
	III 特色あるまちづくりの推進	22
6	保健所の土地・建物について	26
	(1) 概要	26
	(2) 譲渡に係る府の考え方	26
	(3) 子ども家庭センターについて	26
	(4) 今後の方向性	26
7	保健所移管に伴う検査業務について	27
	(1) 検査業務の目的	27
	(2) 保健所が行う検査項目	27
	(3) 吹田保健所の現状	27
	(4) 今後の方向性	27
8	組織体制	28
	(1) 行政経営部(中核市全体)	28
	(2) 環境部(産業廃棄物関連)	28
	(3) 健康医療部(保健所関連)	29
9	人員体制	30
	(1) 平成 29 年度(2017 年度)	30
	(2) 平成 30 年度(2018 年度)	30
	(3) 平成 31 年度(2019 年度)	31
	(4) 平成 32 年度(2020 年度)	32
10	外部監査制度	33
11	中核市移行推進体制	34
12	中核市移行に伴う財政的影響額の見込み等	35

(1) 中核市移行に伴う財政的影響額の見込み（平成 28 年度（2016 年度）ベース） .....	35
(2) 中核市移行に伴う大阪府支出金の影響（平成 28 年度（2016 年度）ベース） .....	36
(3) 中核市移行に関する費用 .....	37
(4) 大阪府市町村振興補助金 .....	38
<b>13 市民への周知</b> .....	<b>39</b>
(1) 市報すいた（平成 29 年（2017 年）7 月号） .....	39
(2) 市報すいた（平成 30 年（2018 年）4 月号） .....	40
<b>14 職員研修</b> .....	<b>41</b>
(1) 豊中市の産業廃棄物行政の現状について .....	41
(2) 公衆衛生の理解のために～衛生行政の歩みと保健所業務～ .....	41
(3) 吹田保健所及び中核市保健所の保健活動について .....	41
(4) 大都市制度における中核市について .....	42
(5) 中核市の業務について～廃棄物関係の業務を例に～ .....	42
<b>15 今後のスケジュール</b> .....	<b>43</b>
<b>参考資料 中核市移行に向けたこれまでの市の取組</b> .....	<b>44</b>

## 1 はじめに～基本計画策定の趣旨～

---

中核市制度は、地方分権を推進する方策の一つとして、平成6年（1994年）の地方自治法の改正により、創設されました。

中核市移行は、住民にとって身近な行政サービスを、現場に近いところできめ細かく展開するという地方分権推進の基本理念に沿った取組であり、指定都市以外の都市で、規模、能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化しようとするものです。

本市では、平成18年（2006年）の中核市指定要件の緩和により、その条件を満たすことになったことから、これまでの間、中核市移行について、市内部で慎重に検討を重ねてきました。

そうした中で、平成32年（2020年）4月の中核市移行を目指し、平成29年（2017年）5月に吹田市中核市移行推進本部を設置し、本格的な検討体制を整えるとともに、大阪府に対し中核市移行に向けた協力要請を行うなど、市全体で中核市移行に向けた具体的な検討を進めてきたところです。

この「吹田市中核市移行基本計画」は、これまでの各種協議や検討結果を踏まえ、中核市移行に当たっての市の基本的な考え方、移譲を受ける事務の概要とその効果、中核市に移行する場合の財政的影響額、組織や人員の体制、今後のスケジュール等についてとりまとめたものであり、今後は、広く市民や事業者へ情報発信し、意見を聴きながら、本計画に基づき、中核市移行に向けた取組を着実に進めていきます。

## 2 中核市制度とは

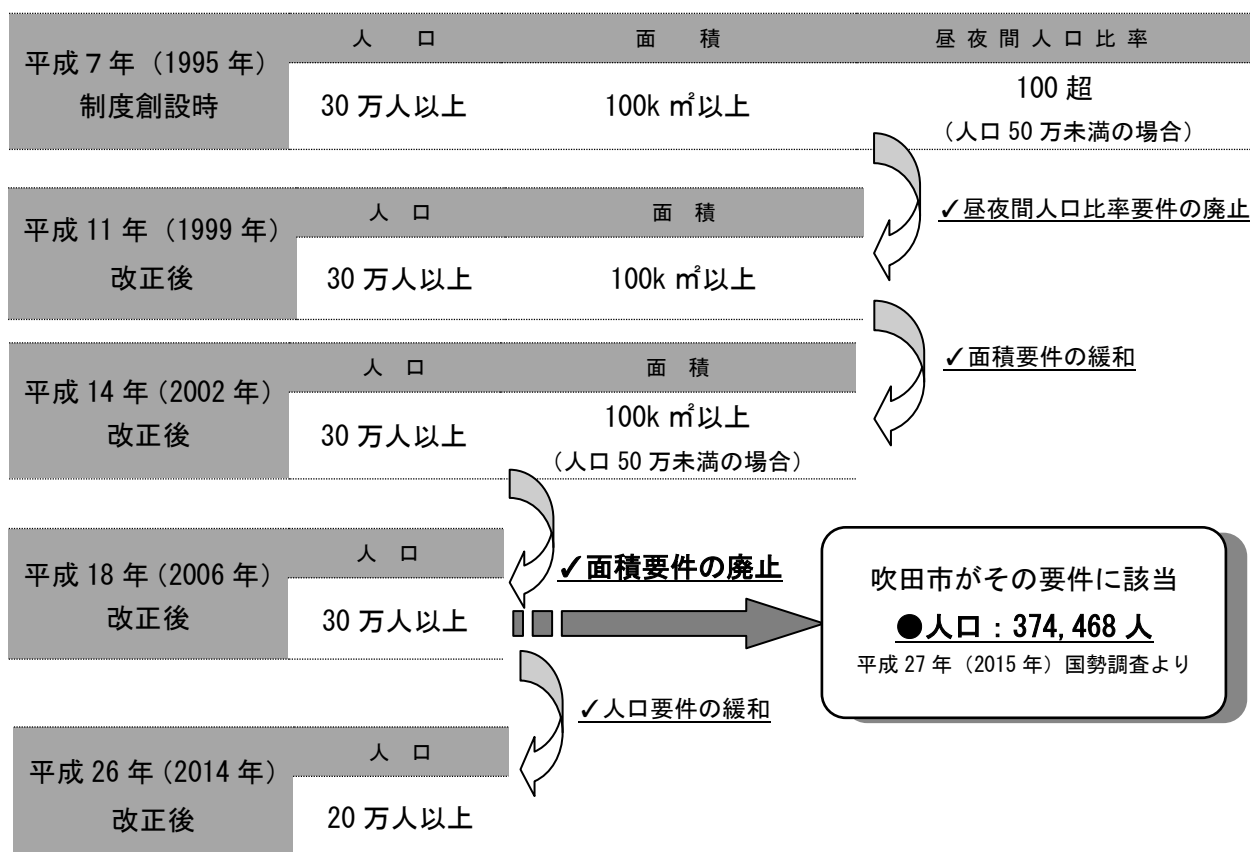
### (1) 概要

全国には、人口1,000人以下の村から100万人を超える大都市まで約1,700の市町村があります。これらの市町村は法律などに基づき、ほとんど同じような事務を行っています。一方で、市町村の規模により、地域において果たすべき役割や抱える課題は異なります。

そこで、人口20万人以上の要件を満たす都市（政令指定都市を除く）の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

### (2) 指定要件の変遷

平成7年（1995年）に中核市制度が創設された時は、「人口30万人以上、面積100平方キロメートル以上、ただし、人口50万人未満の場合は、昼夜間人口比率が100を超えること」が指定要件となっていました。その後、地方分権推進の観点から要件の緩和が進み、平成18年（2006年）の地方自治法改正により面積要件が廃止され、本市も中核市指定の要件を満たすようになりました。



### (3) 全国の中核市一覧

平成30年(2018年)4月1日現在、全国1,718の市町村の内、中核市は54市となっています。府内では高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市が既に中核市に移行しています。なお、平成31年度(2019年度)は山形市、福井市、甲府市、寝屋川市が中核市移行を目指しています。

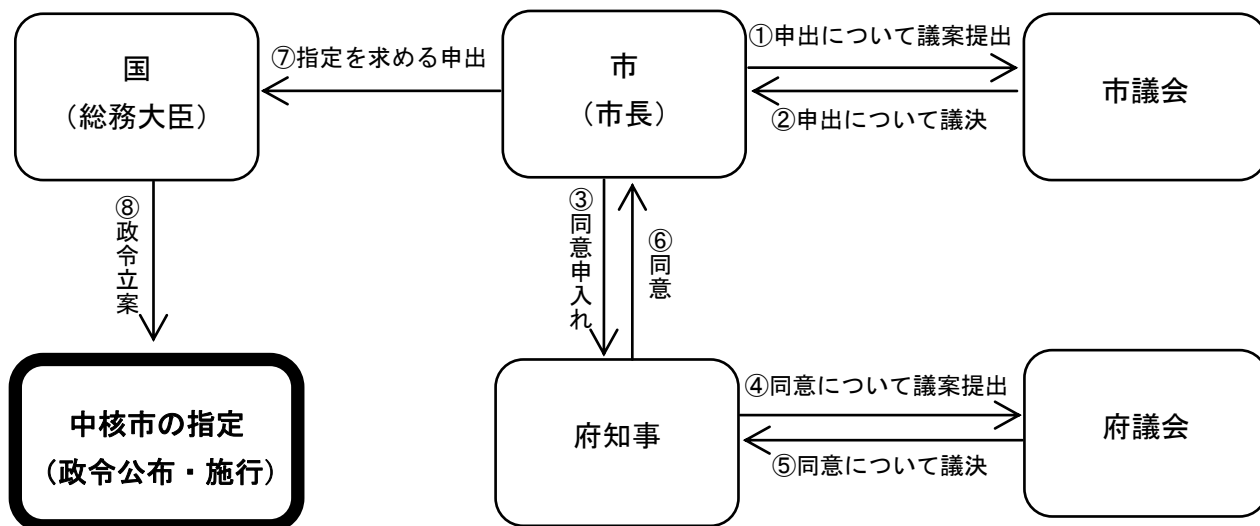
中核市移行年月日	自治体名
平成8年(1996年)4月1日	宇都宮市・金沢市・岐阜市・姫路市・鹿児島市
平成9年(1997年)4月1日	秋田市・郡山市・和歌山市・長崎市・大分市
平成10年(1998年)4月1日	豊田市・福山市・高知市・宮崎市
平成11年(1999年)4月1日	いわき市・長野市・豊橋市・高松市
平成12年(2000年)4月1日	旭川市・松山市
平成13年(2001年)4月1日	横須賀市
平成14年(2002年)4月1日	奈良市・倉敷市
平成15年(2003年)4月1日	川越市・船橋市・岡崎市・高槻市
平成17年(2005年)4月1日	富山市(注)・東大阪市
平成17年(2005年)10月1日	函館市・下関市
平成18年(2006年)10月1日	青森市
平成20年(2008年)4月1日	盛岡市・柏市・西宮市・久留米市
平成21年(2009年)4月1日	前橋市・大津市・尼崎市
平成23年(2011年)4月1日	高崎市
平成24年(2012年)4月1日	豊中市
平成25年(2013年)4月1日	那覇市
平成26年(2014年)4月1日	枚方市
平成27年(2015年)4月1日	八王子市・越谷市
平成28年(2016年)4月1日	呉市・佐世保市
平成29年(2017年)1月1日	八戸市
平成30年(2018年)4月1日	福島市・川口市・八尾市・明石市・鳥取市・松江市

(注) 富山市は平成8年(1996年)4月1日に中核市の指定を受けていましたが、平成17年(2005年)に新設合併したため、改めて中核市の指定を受けました。

#### (4) 中核市指定の手続

中核市の指定を受けるためには、市議会の議決、府議会の議決、知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。

なお、平成 27 年（2015 年）に特例市制度が廃止されましたが、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日時点で特例市であった市（施行時特例市）は、経過措置として、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までは人口が 20 万未満であっても、中核市の指定を受けることができます。



### 3 中核市移行により移譲される事務

中核市は、指定都市（人口 50 万人以上）が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的な事務や、中核市が処理することが適当でない事務以外のものを処理することができます。

また、中核市には、外部監査制度のうち「包括外部監査制度」の導入が義務付けられます。

中核市移行により移譲される事務は、分野ごとに「民生」、「保健衛生」、「環境」、「都市計画・建設」、「文教」、「その他」に区分されます。

また、移譲される根拠によって「法律・政令」、「府令・省令」、「府単独」、「特例条例」に区分されます。「府単独」及び「特例条例」に基づく事務の移譲を受けるかどうかについては、事務ごとに必要性を精査し、判断します。

#### (1) 移譲事務の項目数

〈分野〉	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教	その他	合計
法律・政令	428	1,012	556	224	21	19	2,260
府令・省令	79	165	9	0	2	0	255
府単独	13	191	57	0	0	0	261
特例条例	0	99	34	3	0	0	136
合計	520	1,467	656	227	23	19	2,912
権限移譲済	114	19	133	153	0	2	421

平成 29 年（2017 年）8 月時点



(2) 指定都市、中核市、施行時特例市が担う主な事務

分野	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の入院措置</li> <li>・動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分に関する都市計画決定</li> <li>・市街地再開発事業の認可</li> <li>・指定区間外の国道、府道の管理</li> <li>・指定区間の1級河川（一部）、2級河川（一部）の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府費負担教職員の任命、給与の決定</li> <li>・小中学校学級編成基準、教職員定数の決定</li> </ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付（権限移譲済）</li> <li>・地方社会福祉審議会の設置、運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置</li> <li>・飲食店、興行場、旅館、公共浴場の営業許可</li> <li>・診療所、助産所の開設許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>・ばい煙発生施設の設置の届出受理（権限移譲済）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の条例による設置制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府費負担教職員の研修</li> </ul>
施行時特例市			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>・土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	

## 4 中核市移行の基本的な考え方

---

急速に少子高齢化が進む我が国において、ほとんどの自治体で人口が減少し、財政状況が悪化する中で、本市では、近年、転入超過による人口増加が続き、本市の人口は中核市の人口要件である 20 万人をはるかに上回る 38 万人に近づきつつあります。

また、社会情勢、経済状況の先行きが不透明な中で、待機児童対策や超高齢社会への対応が急がれるなど、多様化する地域の課題に対し、市民のニーズを的確に把握し、その暮らしをしっかりと支える施策を着実に進めていくことが求められています。

そうした状況において、中核市への移行は、その人口規模にふさわしい権限と責任を持ち、自主的、自律的に行政を運営することによって、保健所の設置による地域の保健衛生の推進など、市民の命と豊かな暮らしを支えるための取組を一層推進させるものであり、更なる住民福祉の増進につながるものと考えます。

現在、府が担っている事務のうち、保健所業務をはじめとする幅広い分野の事務権限を獲得し、本市が進める健康・医療のまちづくりをはじめ、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していきます。

## 5 中核市移行による主な事務の概要とその効果

中核市に移行し、これまで広域自治体である府が実施してきた様々な事務を、市民に最も身近な基礎自治体である市が実施することにより、大きく次の3つの効果を生み出し、市民サービスの一層の向上を図ることができます。



### I 地域の保健衛生の推進

地域の保健衛生の中核的な役割を担う保健所を設置することにより、これまで市が実施してきた母子保健や子育て支援、健康増進等の各事業に加え、府が保健所において実施してきた専門的、技術的な業務を一体的に実施することが可能となり、市民サービスの更なる向上につながります。

また、医師や獣医師、薬剤師等といった保健医療専門職等を配置することにより、健康に関する多種多様な相談に対して、きめ細かな対応・支援・指導を行うとともに、庁内関係部署と有機的な連携体制を構築し、健康に関する様々な情報を市民に分かりやすく提供するなど、市民の健康の保持及び増進に向けた取組を一層支援することができます。

市民の健康といのちを守るため、保健・医療に関する監視・指導行政等を充実することで、安心・安全で地域の実情に応じた保健衛生行政を推進していきます。

以下、主な事務の概要とその効果について、具体的に説明します。

(1) 保健所設置に伴う主な事務の概要

ア 対人保健サービスに関するもの

(ア) 母子保健関連（児童福祉法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づく事務）

- ・ 慢性的疾患により長期療養を必要とする児童やその家族に対し、保健師や理学療法士等による訪問指導、医師等による療育相談、家族交流会の開催等の支援を行います。
- ・ 医療機関や介護事業者等の関係機関との連携会議を実施し、地域ケアシステムの構築を図ります。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費の自己負担分の一部助成を行います。
- ・ 医療保険が適応されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部助成を行います。

(イ) 結核・感染症関連（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務）

- ・ 結核及びその他の感染症患者等（疑いも含む）の発生届出を受理し、患者及び接触者に関する調査を実施するとともに、必要に応じ、指導（入院勧告、就業・就学制限等）や健康監視を行います。
- ・ 登録された結核患者に対して、保健師等が家庭訪問を実施し、処方された薬剤を確実に服用しているかなど、必要な指導や継続的な管理健診を行います。
- ・ エイズや性感染症に関する検査や相談、正しい知識の普及啓発を行います。
- ・ 検疫所（関西国際空港検疫所、大阪空港検疫所等）から健康監視を要する住民情報を受理し、感染拡大の防止に向けた対策を講じます。
- ・ 感染症に関する疫学調査（感染症発生動向調査）を実施し、収集した感染症に関する情報分析及び分析結果の積極的な公表を行います。

(ウ) 難病関連（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務）

- ・ 難病患者やその家族に対し、保健師や理学療法士等による訪問指導、訪問リハビリ、患者や家族交流会の開催等の支援を行います。
- ・ 医療機関や介護事業者等の関係機関との連携会議を実施し、地域ケアシステムの構築を図ります。
- ・ 特定医療費（指定難病）等の申請受理及び相談に応じます。

(エ) 精神保健関連（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務）

- ・ 市民からのこころの健康相談及び精神障がい者の医療や福祉に関する相談に応じます。
- ・ 精神障がいのため自傷他害のおそれのある者に関する市民からの相談や警察からの通報を受理し、必要な対応を行います。
- ・ こころの健康づくりや精神障がい者の医療福祉に関する知識の普及啓発を行います。

## イ 対物保健サービスに関するもの

(ア) 食品衛生関連（食品衛生法、食品表示法に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none"><li>・食品関係施設の営業等の許可、監視指導、営業停止命令等を行います。</li><li>・食中毒発生時の対応や食中毒予防に向けた食品衛生に関する啓発や相談を行います。</li><li>・市として食品衛生監視指導計画を作成し、収去検査（行政検査）を行い、食品による健康危害（食中毒や異物混入等）の防止や食品等の規格基準や表示基準の遵守徹底を図ります。</li></ul>
(イ) 環境衛生関連（美容師法、理容師法、クリーニング法、旅館業、公衆浴場法、興行場法に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設の開設届の受理、構造設備の基準に適合しているかの審査及び現地調査等を行います。</li><li>・各施設が講ずべき措置が適切に行われているかなどについて定期的な立入検査を実施するとともに、必要に応じて改善等の指導を行います。</li></ul>
(ウ) 特定給食施設指導関連（健康増進法に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none"><li>・特定多人数に対して継続的に給食を提供する施設に対し、巡回指導や立入検査を実施し、施設管理者及び給食関係者に栄養改善の見地から必要な指導を行います。</li></ul>
(エ) 各種統計調査関連
<ul style="list-style-type: none"><li>・保健医療等に関する施策立案の基礎資料を得るため、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚等の人口動態、病院・診療所の分布及び整備状況、医療施設の診療機能の全数調査等（医療施設動態調査、受療行動調査、患者調査等の保健統計等）を実施します。</li></ul>
(オ) 医事・薬事関連（医療法に基づく事務、医薬品、医療機器等の安全性の確保に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none"><li>・病院、診療所の開設許可及び変更等の届出を受理し、構造設備等の使用前検査を実施します。</li><li>・原則年1回、医療機関への立入検査を行い、適正な管理のもとで適切な医療が提供されているか確認します。</li><li>・各保健所が事務局となり各種懇話会を開催し、保健医療施策に関する意見交換等や保健医療計画の圏域版の策定に向けた検討を行います。懇話会で出された意見については、大阪府保健医療協議会に報告します。</li><li>・薬局、医薬品店舗販売業及び医療機器の販売業、貸与業に係る許認可業務（許可相談や許可証交付）及び監視指導業務（通常立入調査、違反発見時の対応）を行います。</li><li>・医薬品の適正使用や薬物乱用防止に関する啓発事業を行います。</li></ul>
(カ) 動物関連（狂犬病予防法、動物愛護及び管理に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none"><li>・通報のあった放浪犬や負傷犬の捕獲、抑留を行い、必要な処置、対応を行います。</li><li>・飼養できなくなった犬、猫について、相当の事由があると認められた場合は引取りを行います。</li></ul>

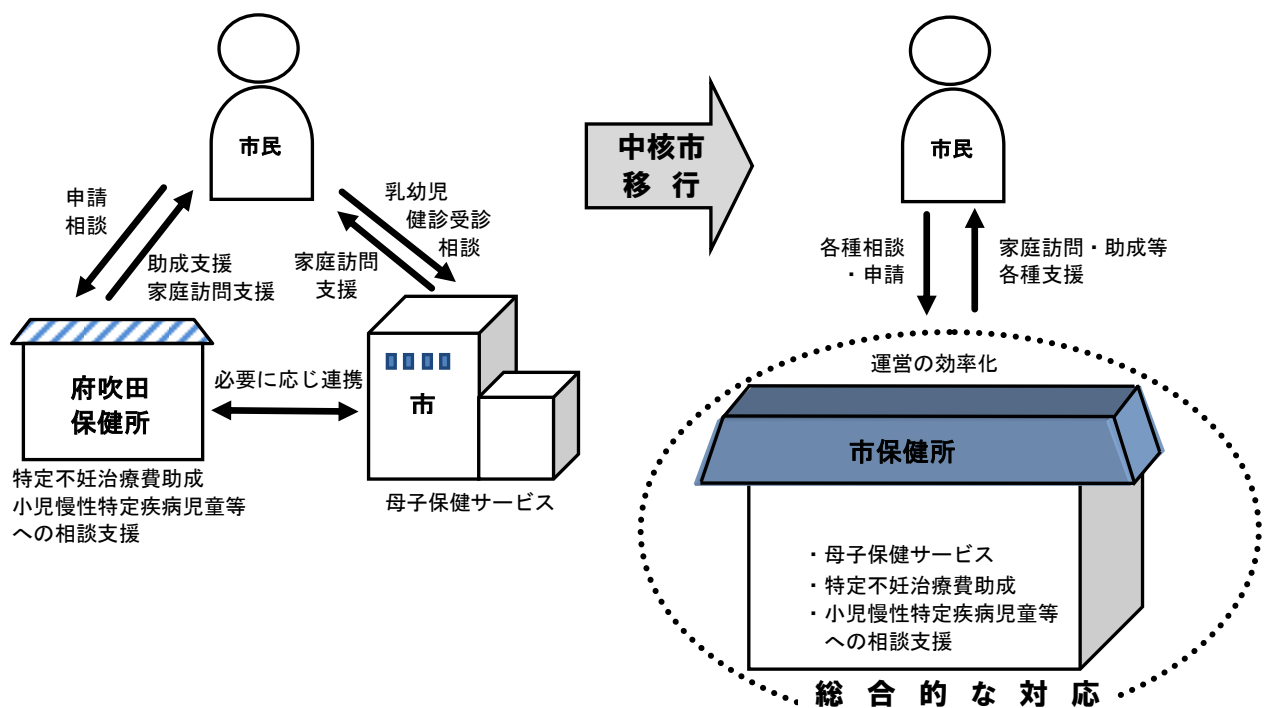
(2) 保健所設置に伴う主な効果

ア 総合的な保健サービスの提供

保健センターと保健所が、ともに市長の指揮命令を受けることにより、同じ方向性で事業を効果的に展開することが可能となり、保健サービスの質の向上につながります。

(例)

- ・ 現在、妊婦健診や乳幼児訪問・健診等による相談、支援など、妊娠・出産から育児までの母子保健サービスのほとんどを市が実施しています。中核市移行後は、府が実施してきた小児慢性特定疾病児等への相談や支援、特定不妊治療助成等も市が担うことになり、総合的な母子保健サービスを提供することができます。



(例)

- ・ 精神障がい者及びその家族からの相談・支援や自殺予防対策（こころの病気の早期発見や治療）等、これまで府と市がそれぞれの役割のもと実施してきた保健医療サービスを、市が一体的に提供することが可能となり、きめ細かな支援につながります。

## イ きめ細かな地域保健、健康づくり施策の推進

医師、薬剤師、獣医師、精神保健福祉士等、多様な保健医療専門職を配置することにより、それら専門職の知識・能力を生かし、健康増進、母子保健等に関する既存業務等をより効果的に実施します。

また、保健センターと保健所の両方の業務を経験することにより、保健医療分野における、より専門的で広範な知識が蓄積され、市民ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供につながります。

### (例)

- ・ 感染症や食中毒対応など幅広い専門知識を持った職員が増えることで、保健サービスの質の向上につなげることができます。
- ・ 医療をはじめとする各種統計調査を一元的に把握することが可能になり、医療分析の視点を加えた医療保健福祉施策の展開を図ることができます。
- ・ 市民や関係機関を対象に、多様な専門職による健康に関する講座や啓発活動が展開できるようになります。
- ・ たばこ対策や食育推進等については、従来の直接市民に働きかける支援に加え、立入検査や巡回指導等の保健所の社会環境の整備に関わる業務を活用することで、健康寿命の延伸に向けた総合的な取組を展開することができます。

## ウ 安心、安全で地域の実情に応じた医療の推進や公衆衛生の向上

病院、診療所及び薬局、飲食店並びに公衆浴場等の許認可業務をはじめとする監視・指導行政を市が独自に計画、実施することが可能となり、市全体の公衆衛生の向上を図ることができます。

### (例)

- ・ 市民からの医療相談や健康相談等への対応と、移譲される医事薬事への監視指導業務を併せ持つことで、医薬サービスの安全性と質の向上を図ることができ、市として迅速かつ効率的に市民対応をすることができます。
- ・ 医療計画に基づく医療機能の分化・連携の推進により、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの切れ目ない地域医療体制を地域全体の実情に応じて構築することについて、市が主体となって推進できます。
- ・ 学校や保育所、福祉施設等の給食調理業者、地域の祭りや盆踊りの模擬店等を企画する自治会・子供会等の地域の団体、万博記念公園等で食のイベントを行う露天商等、市民及び事業者に対して平時から食の安全に関する啓発や監視指導等を市が独自に基準を設けて実施できます。

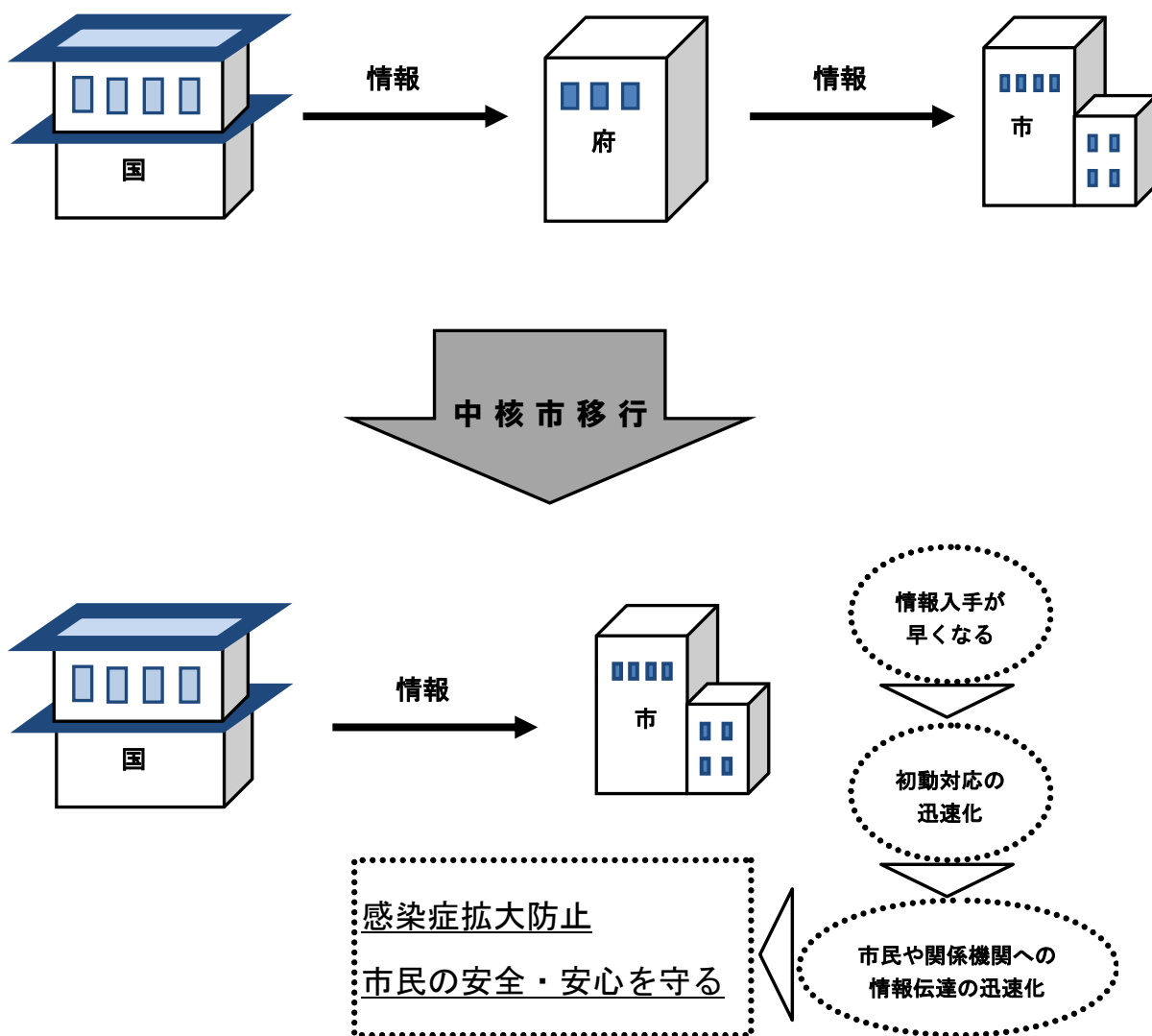
## エ 健康危機管理※ への迅速な対応

健康危機管理に関する情報について、国から直接入手できるようになるため、より迅速な対応が可能となります。

※ 健康危機管理 … 医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因（自然災害等）によって生ずる生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生、拡大防止等に関する業務で厚生労働省の所管するもの。

(例)

- 健康危機管理に関する情報入手が早くなることで、平時の監視や予防対策をはじめ、感染症発症時の初動体制の確保や市民、関係機関への情報伝達の迅速化が図られ、感染症拡大の防止につながります。
- 感染症対策について、現在市が行っている予防接種から健康危機管理事象発生時まで一貫した対策を講ずることができます。





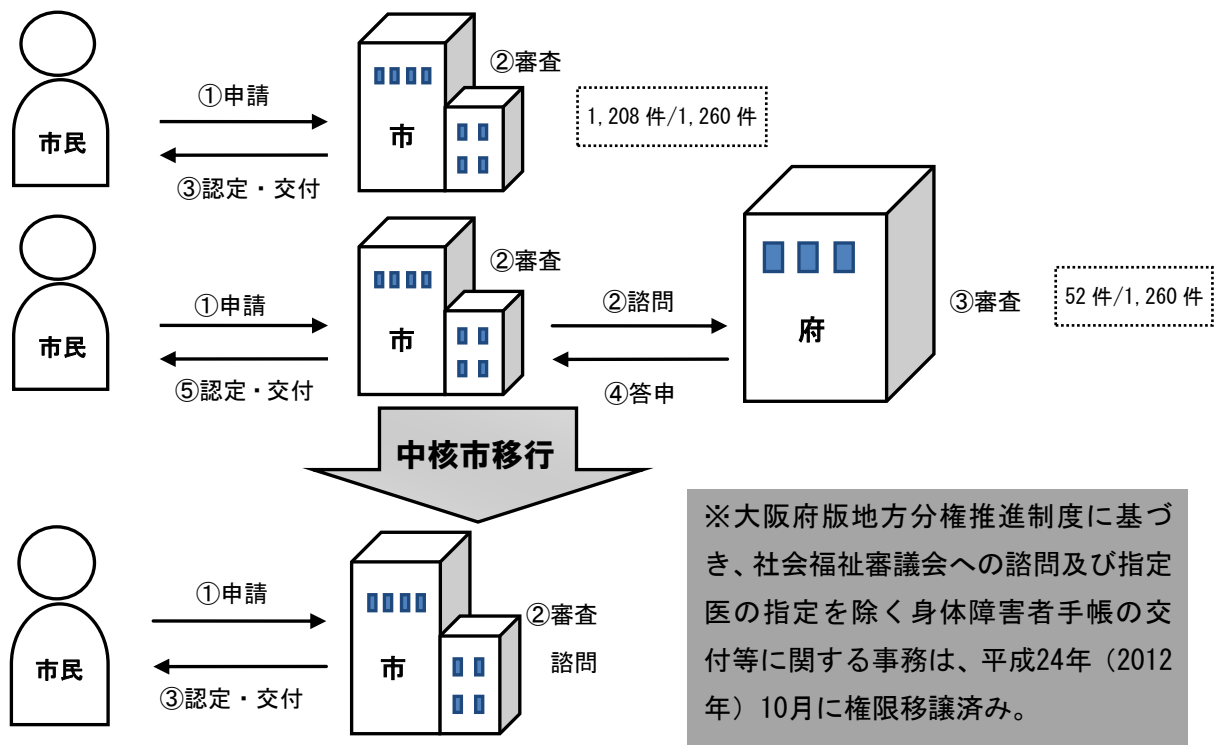
## II 行政サービスの効率化・迅速化

現在、府と市で分担している行政サービスを市で一括して、総合的に行うことができるようになるため、手続を行う市民の利便性が向上します。

### (1) 身体障害者手帳の交付

根拠法	身体障害者福祉法
概要	身体に障害のある者からの申請に基づき、診断書及び意見書を審査し、障害程度が認定基準に該当すると認められるときは身体障害者手帳を交付、再交付します。また、認定基準等と診断の記載内容に相違がある場合や、指定医の意見等級が「7級」又は「該当しない」と記載されているときは、地方社会福祉審議会へ諮問します。
所管	障がい福祉室

申請受付から審査、認定までを市で直接行っています。諮問が必要となる申請については、市で社会福祉審議会を運営するため、今まで必要とされた時間は短縮され、早く手帳交付ができるようになります。また、手帳交付にかかる時間が短縮されることによって、必要な福祉サービスも早く利用できるようになります。



※大阪府版地方分権推進制度に基づき、社会福祉審議会への諮問及び指定医の指定を除く身体障害者手帳の交付等に関する事務は、平成24年(2012年)10月に権限移譲済み。

●交付に要する時間※諮問を要する場合

現在	中核市移行後
約3か月	約2か月

●身体障害者手帳交付件数

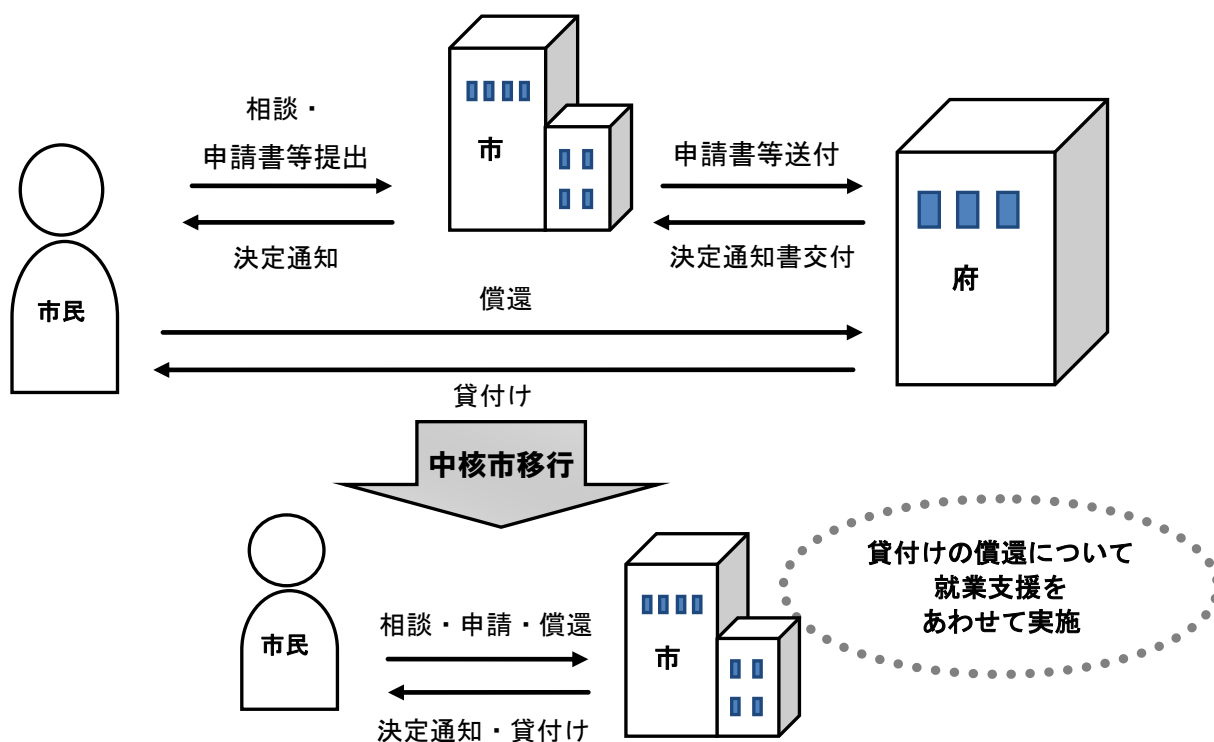
	平成28年度 (2016年度)
身体障害者手帳交付件数 (新規・再交付)	1,260件
内、諮問した件数	52件

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け等

根拠法	母子及び父子並びに寡婦福祉法
概要	ひとり親家庭等に対して母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付けを行い、母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と自立を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、就業支援や就業支援講習会等によりひとり親家庭への総合的な支援を行います。
所管	子育て給付課

ひとり親家庭に対する修学資金などの貸付けは、市が相談や受付の窓口となり府が審査や貸付けを行っています。中核市移行後は、市がこれら全ての事務を行うことで、受付から貸付けまでの時間の短縮を図ることができます。

また、貸付けの償還について、無理のない償還になるよう、就職が困難になっている世帯に対し、ひとり親家庭の親や子供の就業支援を行います。なお、債権の縮小を目指して、貸付けから償還までの事務を市が実施します。



●申請から貸付けに要する時間

現在	中核市移行後
2～3か月	約1か月

●母子、父子、寡婦福祉資金貸付け件数（新規）

平成28年度 (2016年度)
38件

### (3) 指導監査の一元化

根拠法	児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
概要	保育所や指定障害福祉サービス事業者等、下記の施設又は事業を行う者に対し、 指導監査を実施します。
所管	福祉指導監査室ほか

既に権限移譲を受けて実施しているものと一元的に指導監査を行うことができるようになります。また、市が監査を実施することで、市内の事業者に対し、必要に応じ迅速な指導が可能となります。

### 一元的な指導監査の実施

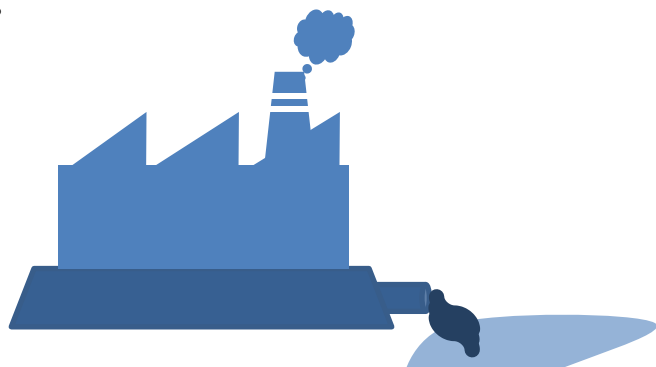
既に権限移譲を受けている指導監査の対象	中核市になり移譲を受ける指導監査の対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 児童福祉施設（保育所、児童館、母子生活支援施設、助産施設）</li> <li>・ 小規模保育事業</li> <li>・ 認可外保育施設</li> <li>・ 指定居宅サービス事業者</li> <li>・ 指定障害福祉サービス事業者</li> <li>・ 指定特定相談支援事業者</li> <li>・ 指定障害児相談支援事業者</li> <li>・ 地域生活支援事業者（移動支援・日中一時支援）</li> <li>・ 基準該当障害福祉サービス事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動・支援事業</li> <li>・ 軽費老人ホーム又は障害者支援施設</li> <li>・ 老人居宅生活支援事業</li> <li>・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</li> <li>・ 指定介護老人福祉施設</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 指定介護療養型医療施設</li> </ul>

#### (4) 水質に関する事業所規制の一体化

根拠法	瀬戸内海環境保全特別措置法
概要	特定施設（水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの）の設置の許可等を行います。
所管	環境保全課

現在、瀬戸内海環境保全特別措置法のうち、指導・報告の徴収に関する事務は既に本市に移譲されており、今回、中核市に移行して特定施設の許可に関する権限移譲を受けることにより、瀬戸内海環境保全特別措置法全般の運用が可能となります。

更に本市は、水質汚濁防止に関して、既に水質汚濁防止法に関する事務の移譲を受けていることから、両法を一体的に運用することにより、水質汚濁防止に関し迅速かつ的確に対応することができま



### 水質汚濁防止に関し迅速かつ的確に対応

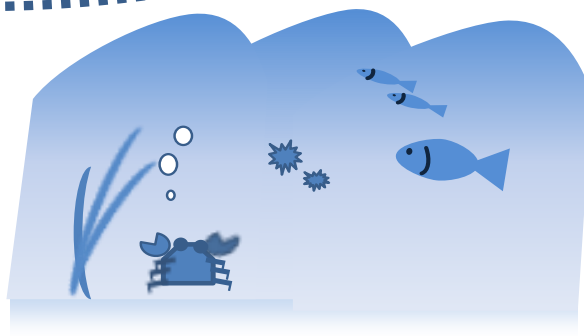
・瀬戸内海環境保全特別措置法

・水質汚濁防止法

一体的に運用

●市内の水質汚濁防止関係工場・事業所数  
平成29年（2017年）3月31日時点

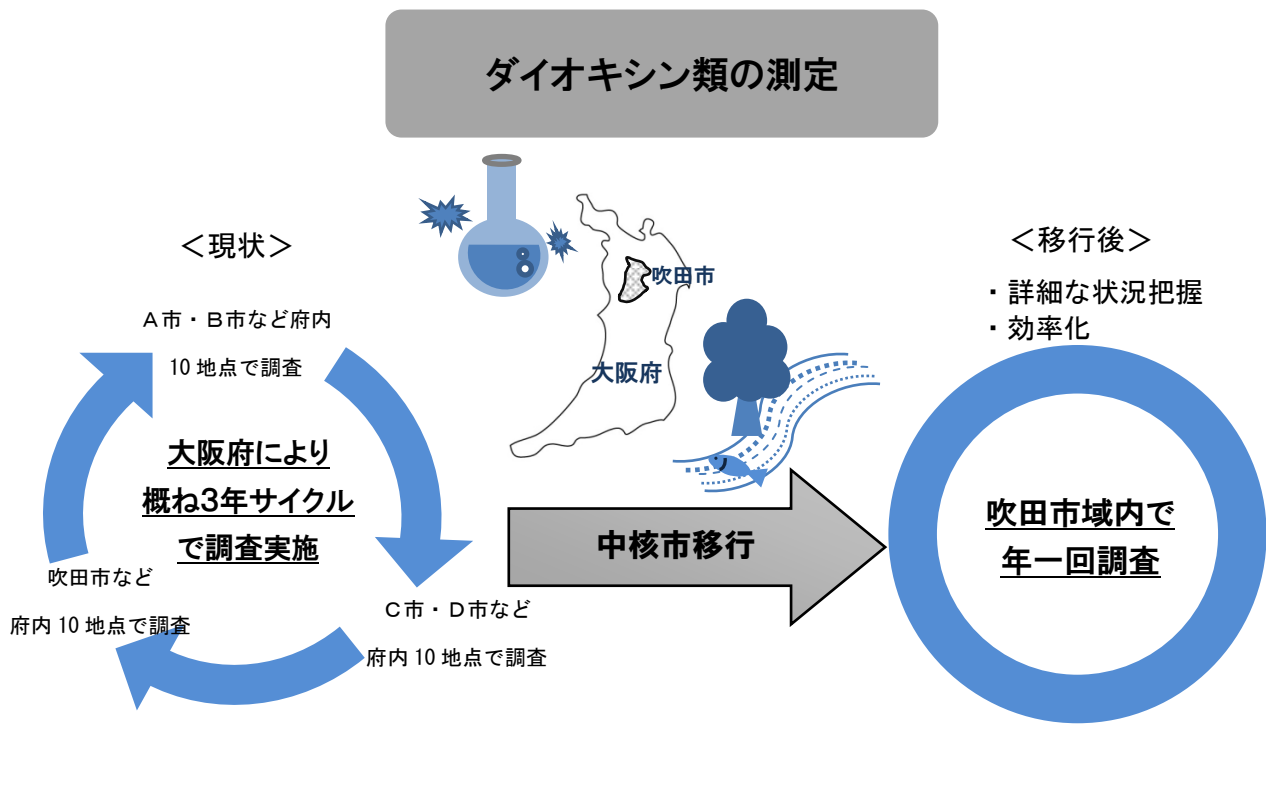
水質汚濁防止法	瀬戸内海環境保全特別措置法
82	7



(5) 土壌・地下水に係るダイオキシン類による汚染状況の常時監視

根拠法	ダイオキシン類対策特別措置法
概要	大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況について常時監視します。
所管	環境保全課

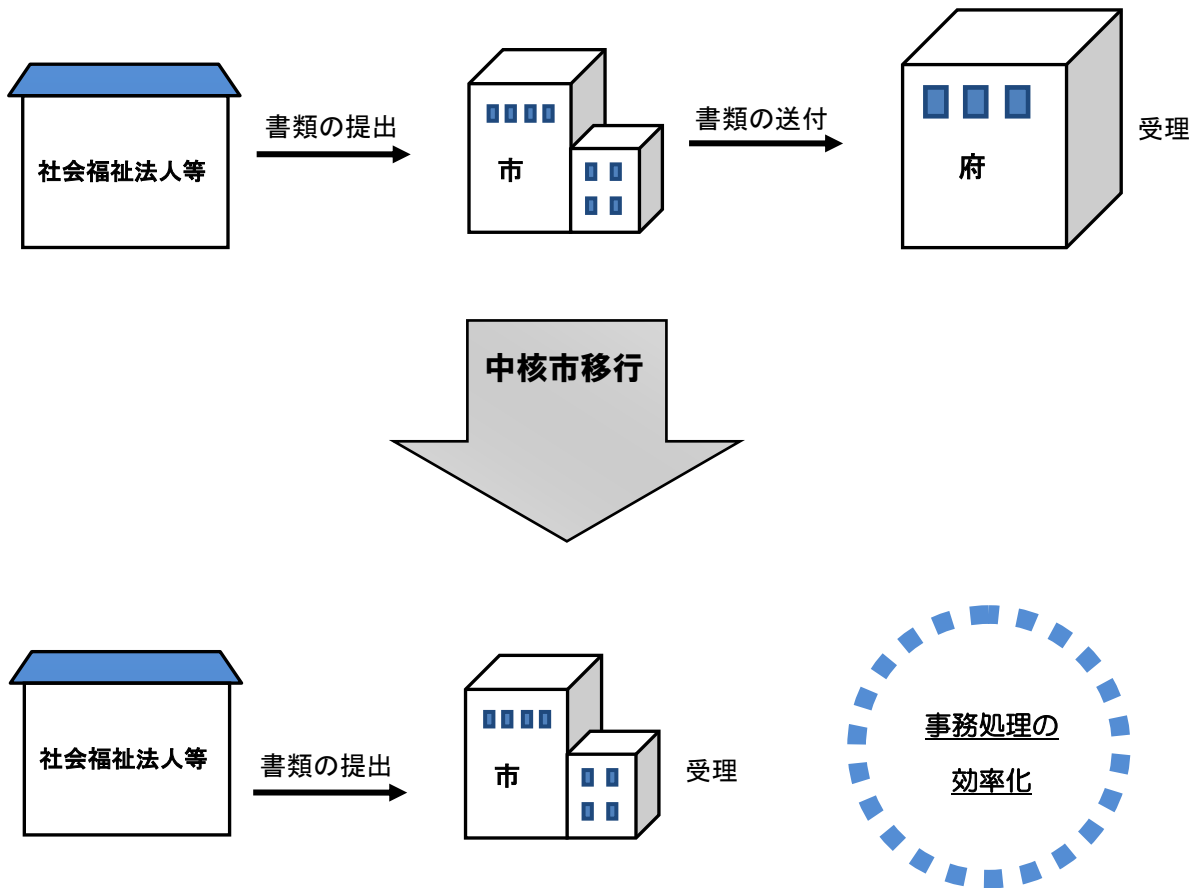
府は府内で年10地点、概ね3年サイクルで全市町村において調査を実施しており、毎年、市内でダイオキシン類の測定をするものではありませんが、中核市移行後は、市域内において年1回調査することにより、より詳細に市域の状況が把握可能になります。また、既存の別項目の調査と合わせて調査を委託し実施することで、効率化を図ることができます。



(6) 地域子育て支援拠点事業等の届出

根拠法	社会福祉法
概要	第2種社会福祉事業に位置付けられている地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業を開始する際に、社会福祉法人等が提出する届出書類を受理します。
所管	子育て支援課

現在、社会福祉法人等が府へ届出をするに当たり、提出窓口である本市に書類を提出し、本市から府へ書類を送っていますが、中核市へ移行すると本市で届出書類を受理することになり、府へ送る必要がなくなります。

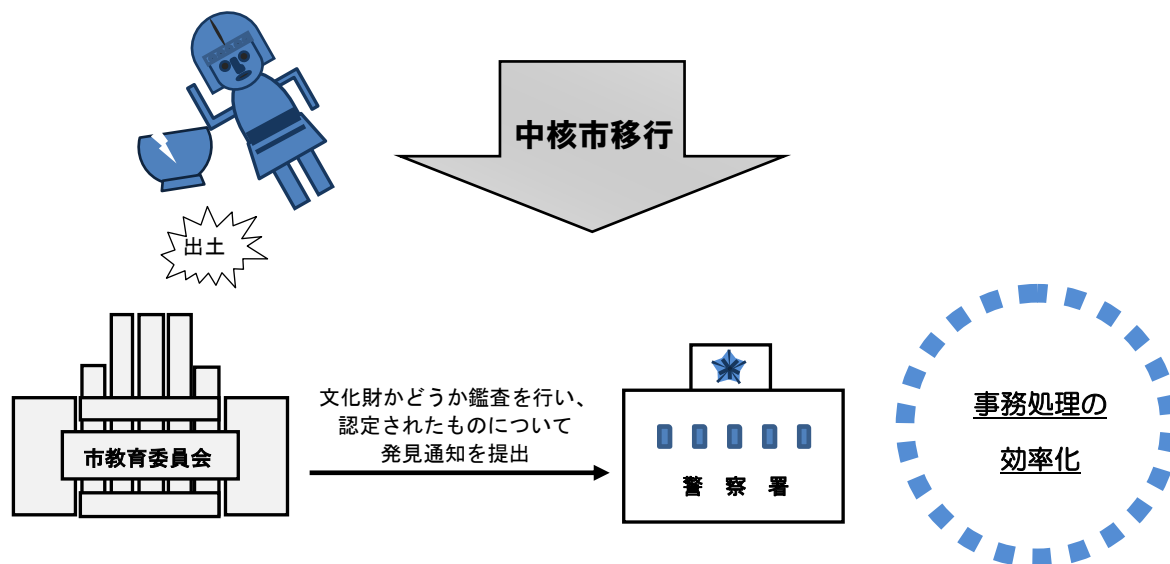
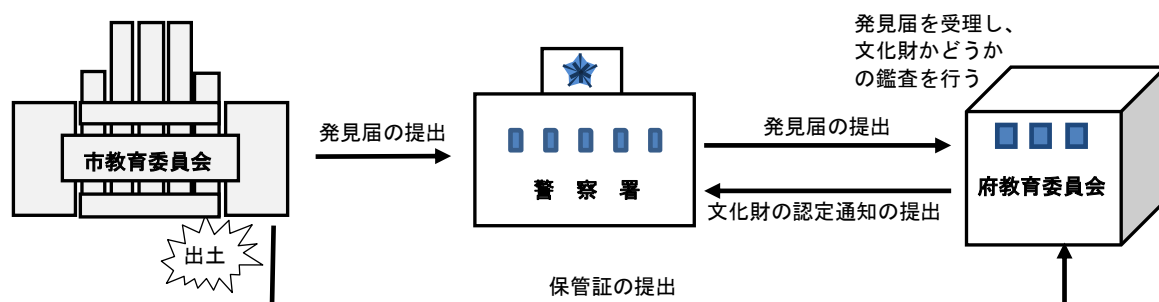


(7) 出土文化財の認定事務等

根拠法	文化財保護法
概要	出土文化財の鑑査等の文化財の認定事務を行います。
所管	文化財保護課

市教育委員会が発掘調査を行い、出土した埋蔵物の事務手続を行う場合については、現状では、市教育委員会が埋蔵物の発見届を警察署長に提出し、保管証を府教育委員会に提出します（現物は市が保管する）。府教育委員会は警察署長から当該発見届の提出を受け、埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査を行い、文化財と認定した場合は文化財の認定通知を警察署長に提出します。文化財と認定された埋蔵物は府に帰属し、市で保管することとなります。

中核市へ移行すると市が文化財であるかどうかの鑑査を行い、文化財と認定したものについて警察署長に発見通知を提出することでほぼ上記の手続が終わり、事務処理の効率化を図ることができます。



(8) 交流活動館運営費補助金の申請

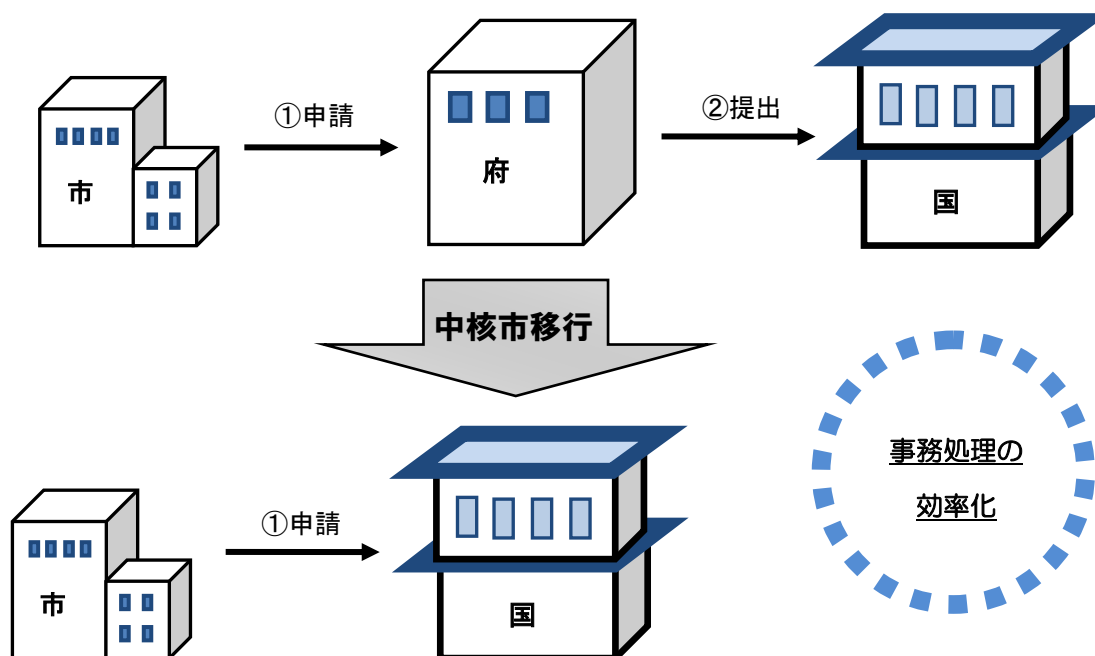
根拠法	社会福祉法
概要	交流活動館の運営費に関する補助金を申請しています。
所管	交流活動館

毎年、補助金申請については市で必要書類を作成し、紙媒体とデータを府に提出した上で、府で書類の不備などを確認し国へ申請書類を提出することとなっています。中核市移行により直接、国に対して補助金の申請を行うことが可能となり、不明な点等についても府を介することなく直接国へ連絡をすることができる点から、事務処理の効率化を図ることができます。

(9) ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦

根拠法	社会福祉法
概要	広く国民のボランティア活動への参加を促進するため、その社会的評価の方策として、ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦を毎年行っています。
所管	福祉総務課

中核市移行により直接、国に対して推薦の申請をすることが可能となり、所要時間の短縮を図ることができます。





### Ⅲ 特色あるまちづくりの推進

中核市移行により、保健衛生行政だけでなく、景観や環境などの分野において権限移譲を進め、地域特性をいかした個性豊かなまちづくりを推進できるようになります。

また、市民生活に身近な行政サービスは市が責任を持って対応することで、市民のニーズや地域の課題を行政サービスに反映させやすくなります。

#### (1) 幼保連携型認定こども園の設置認可等

根拠法	児童福祉法
概要	既に権限移譲を受けている保育所の設置認可等だけでなく、幼保連携型認定こども園の設置認可等も行います。
所管	保育幼稚園室

保育所や小規模保育事業所、幼保連携型認定こども園等、保育施設の認可権限を一元的に持つことにより、本市における年齢別、地域別の保育ニーズに応じた建設計画に指導・誘導することが可能となります。更に、その後の認可保育所等の運営に係る指導や連携に関して、事務の円滑化を図ることができます。

#### ●幼保連携型認定こども園の数 平成29年（2017年）4月1日時点

	私立	公立
吹田市	9か所	—
高槻市	14か所	1か所
東大阪市	32か所	2か所
豊中市	10か所	26か所
枚方市	4か所	—
八尾市	20か所	—

## (2) 民生委員・児童委員の定数決定

根拠法	民生委員法
概要	民生委員・児童委員の位置付けが、市の特別職地方公務員となり、吹田市が指揮監督・指導権を持つこととなります。また、定数条例、民生委員法施行細則を定め、厚生労働大臣へ民生委員候補者の推薦（明示）、民生委員協議会を組織する区域の決定を行います。
所管	福祉総務課

中核市移行後は、これまで、府の条例で決められていた民生委員の定数を、市の条例で定めることにより、民生委員を地域の実情に合わせて適正に配置することができます。また、市独自の研修を実施することが可能となり、民生委員としての資質向上を図るとともに、適切な市民サービスやきめ細かな支援につなげていくことができます。

### ●民生・児童委員の人数等 平成30年（2018年）1月末時点

	民生・児童委員 の定数	世帯総数 各市統計資料より	民生・児童委員 一人当たりの世帯数
吹田市	514人	169,877世帯	331世帯
高槻市	541人	159,436世帯	295世帯
東大阪市	826人	226,237世帯	274世帯
豊中市	600人	189,284世帯	315世帯
枚方市	540人	178,956世帯	331世帯
八尾市	412人	123,523世帯	300世帯

## (3) 地方社会福祉審議会の設置

根拠法	社会福祉法
概要	社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（社会福祉審議会）を設置し、付随する事務を行います。
所管	福祉総務課

社会福祉審議会は、現在は府に設置されており、府内における地域福祉、障がい者福祉及び児童福祉をはじめとした福祉行政関係の重要事項について調査審議を行っています。中核市移行後は、市も設置することとなります。

審議の対象が本市内に限定されることとなりますので、本市の実情に合わせた専門分科会等の設置を行うことで、課題解決に向けた具体的な調査審議が可能となり、福祉サービスの充実を図ることができます。

また、既存（現行）の審議会等の整理を行い、統廃合を行うことにより、効率的で質の高い審議会運営が可能となります。

(4) 産業廃棄物についての許認可・指導

根拠法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
概要	産業廃棄物処理業者の許可及び指導監督や、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出及び指導を行います。また、産業廃棄物の適正処理対策として、排出事業者の指導や、不法投棄等の監視パトロールも行います。
所管	事業課

これまでは府が産業廃棄物に関する相談や指導を行っていましたが、中核市移行後は市が主体となって事業を実施することから、産業廃棄物不適正処理等に関して、事業者・処理業者等に対する指導強化や監視パトロールにより、本市の実情に応じたきめ細かな対応が可能となります。

●吹田市内の産業廃棄物排出事業者数  
平成28年度(2016年度)実績

	件数
紙manifesto	919件
電子manifesto	1,227件
多量排出事業者指導件数 (建設系を除く)	通常 10件 特管 9件
PCB廃棄物適正保管状況 報告書受理件数	142件
廃棄物保管届出事業者数 (建設系廃棄物)	6件

●現地指導件数の過去5年間の推移  
(工場・事業場)

年度	事業者数	回数
平成24年度 (2012年度)	4	4回
平成25年度 (2013年度)	21	22回
平成26年度 (2014年度)	11	12回
平成27年度 (2015年度)	6	6回
平成28年度 (2016年度)	14	14回

●現地指導件数の過去5年間の推移  
(建設系廃棄物)

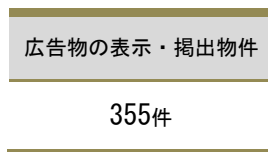
年度	回数
平成24年度 (2012年度)	2回
平成25年度 (2013年度)	11回
平成26年度 (2014年度)	3回
平成27年度 (2015年度)	6回
平成28年度 (2016年度)	6回

(5) 屋外広告物についての許認可・指導

根拠法	屋外広告物法
概要	屋外広告物は無秩序に放置されると、それらが氾濫しまちの美観や自然の風致を損なうことから、周囲の景観と調和した広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行います。
所管	都市計画室

現在、本市では「屋外広告物の表示等に関する基準」や「屋外広告物景観形成ガイドライン」等に基づき、一定規模以上の屋外広告物の誘導を行っていますが、中核市移行後は、本市の景観まちづくり計画との整合を図った条例の制定により、許可区域や屋外広告物の表示方法等の許可基準を地域の特性に応じて定め、きめ細かな規制・指導を行うことが可能となります。

●吹田市内の広告物の表示・掲出物件の許可件数 平成28年度(2016年度)

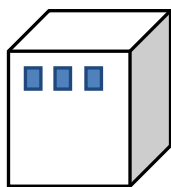


(6) 府費負担教職員の研修

根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
概要	これまで府と市で役割分担をして、府費負担教職員の研修を行っていましたが、市独自の教職経験や教育課題に応じた研修を計画的に実施します。
所管	教育センター

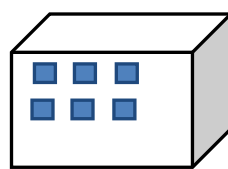
中核市移行後は、これまで府で企画していた小中学校の教職員の研修を、市で企画し、実施することになります。市立小中学校の教職員に、市の実情や教職経験、教育課題等に合わせた独自の計画による研修を実施できます。また、研修を市内で実施することにより、受講者の移動にかかる時間が縮減され、教職員が児童・生徒と向き合う時間が創出されたり、授業の教材研究や勤務時間の適正化に充てることができます。

<府が研修を企画>



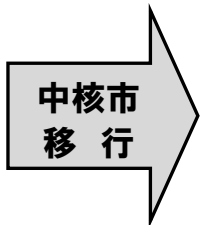
大阪府教育センター  
(地下鉄「あびこ」から700m)

<市が研修を企画>



吹田市内の研修会場

市の実情や教育課題に  
合わせた研修を実施



●研修会場までの移動に要する時間(往復)

現在	中核市移行後
約3時間	約1時間

●本市で実施する講座数(年間)

現在	中核市移行後
195講座	約400講座

## 6 保健所の土地・建物について

### (1) 概要

吹田保健所が設置されている土地については、府と市がそれぞれ所有しています。また、建物については全て府の所有となります。

#### ア 土地の現状

所有者	面積	持分比率
大阪府健康医療部（吹田保健所）	1,529.36 m <sup>2</sup>	51%
大阪府福祉部（吹田子ども家庭センター）	336.00 m <sup>2</sup>	11%
吹田市	1,134.63 m <sup>2</sup>	38%
計	2,999.99 m <sup>2</sup>	—

#### イ 建物の現状（鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 昭和63年(1988年)建築）

所有者	面積	持分比率
大阪府健康医療部（吹田保健所：1、2階部分）	1,534.90 m <sup>2</sup>	71%
大阪府福祉部（吹田子ども家庭センター：3階部分）	612.32 m <sup>2</sup>	29%
共有部分	786.31 m <sup>2</sup>	（持分で案分）
計	2,933.53 m <sup>2</sup>	—

※ 付属棟（車庫、犬舎等）… 180.85 m<sup>2</sup>（大阪府健康医療部所管）

### (2) 譲渡に係る府の考え方

府有財産の取扱いについては、原則有償譲渡となりますが、中核市移行の場合は、府の「財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例」第3条（普通財産の譲渡）において、無償譲渡の対象となっています。ただし、内規上10年間は用途変更ができません。なお、福祉部所管の子ども家庭センターは、中核市移行に伴う権限移譲の対象ではないことから、譲渡の対象ではありません。

### (3) 子ども家庭センターについて

平成28年（2016年）の児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により、児童福祉司等の配置基準が見直され、平成30年度（2018年度）から5年間で16人の増員が計画されており、新たな執務スペースの確保が必要となっています。

### (4) 今後の方向性

ア 大阪府健康医療部所管の土地・建物については、府条例に基づき、無償譲渡で協議を進めます。

イ 子ども家庭センターについては、これまで同センターが市内にある利点をいかし、児童虐待等様々な事案に対し、緊密な連携のもと迅速かつ適切な対応を行っていることから、市保健所の機能が確保できることを前提に、引き続き現在の場所で運営できるよう、増員分の執務スペースの提供について協力する方向で協議を行います。

## 7 保健所移管に伴う検査業務について

### (1) 検査業務の目的

市保健所は食品衛生法の規定に基づき、食品衛生検査に係る施設を設置し、検査業務を行う必要があり、検査結果を根拠に飲食店の営業停止等の行政処分を行います。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、検査結果を根拠とした感染症のまん延防止に関する措置等（就業停止等）を行います。

### (2) 保健所が行う検査項目

ア 感染症関係	感染症検査	腸内細菌等検査、結核菌検査	
	臨床検査	血液検査、寄生虫（卵）検査	
	水質検査（レジオネラ菌等）		
イ その他感染症関係	ノロ・ロタウイルス検査（感染症・食中毒）		
ウ 食品衛生関係	食品細菌		
	食品理化学	食品添加物、残留農薬、その他	
	食中毒等	細菌（主に糞便中）	
エ 水質環境	水質検査	飲料水	水道水、飲料井戸水
		※移譲済み	
		浄化槽検査、クリプトスポリジウム指標菌検査、 遊泳場水、公衆浴場水	
オ その他	家庭用品検査、おしぼり検査		

### (3) 吹田保健所の現状

大阪府では保健所の検査機能について、その効率性や技術集中による精度向上の観点から順次集約化を進めており、現在、府 11 保健所の検査業務は、広域保健所（茨木、藤井寺、泉佐野）と独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が担当しています。

吹田保健所では、平成 7 年度に検査室を閉鎖して以降、茨木保健所と同研究所及び民間検査機関による検査で対応しており、現在は直接、検査業務を行っていません。

### (4) 今後の方向性

検査業務については、吹田保健所と同様に公的な検査機関等への委託を中心とした実施体制とする方向で検討を進めます。

## 8 組織体制

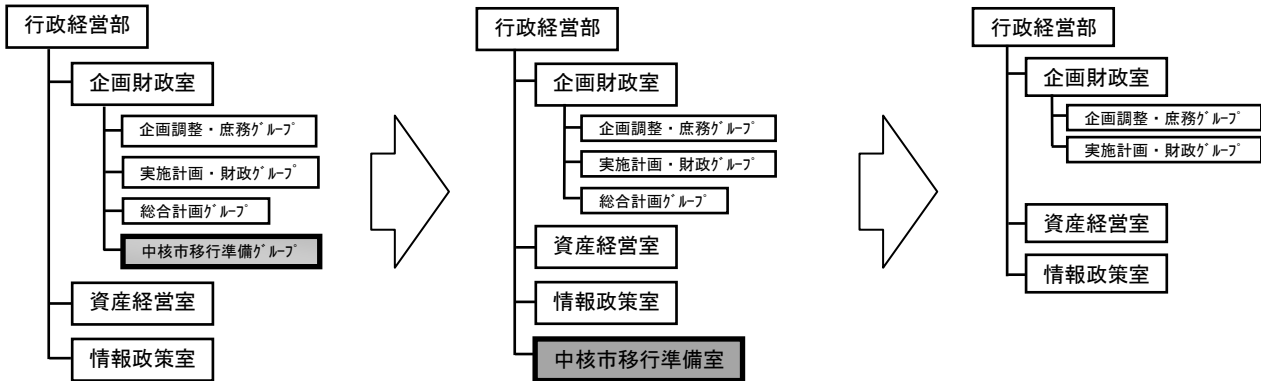
平成 32 年度（2020 年度）の組織体制については、現時点での検討状況を示したものです。  
今後、移譲事務の検討を進める中で、精査していきます。

### （1）行政経営部（中核市全体）

平成 29 年度（2017 年度）

平成 30 年度（2018 年度）

平成 32 年度（2020 年度）

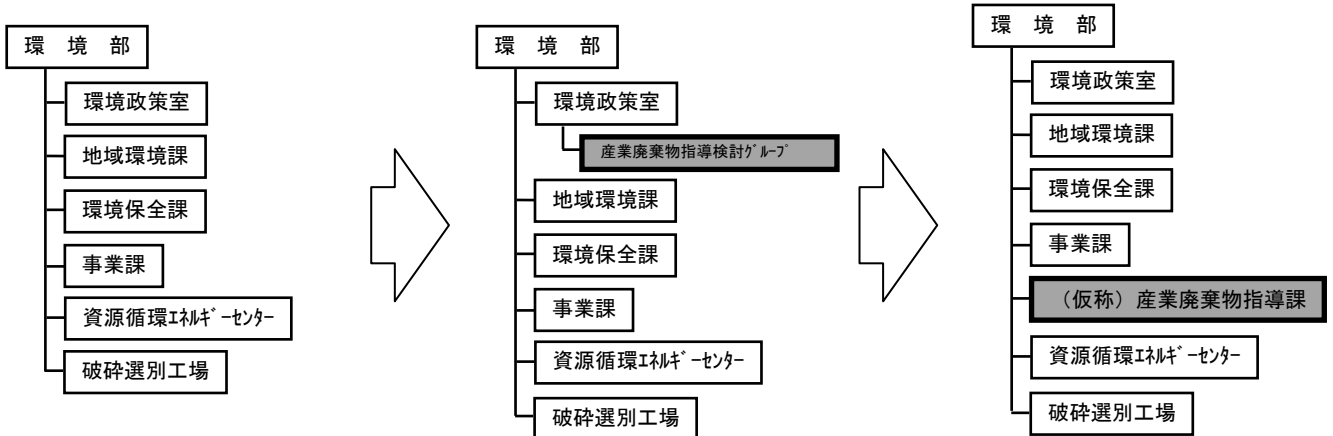


### （2）環境部（産業廃棄物関連）

平成 29 年度（2017 年度）

平成 30 年度（2018 年度）

平成 32 年度（2020 年度）

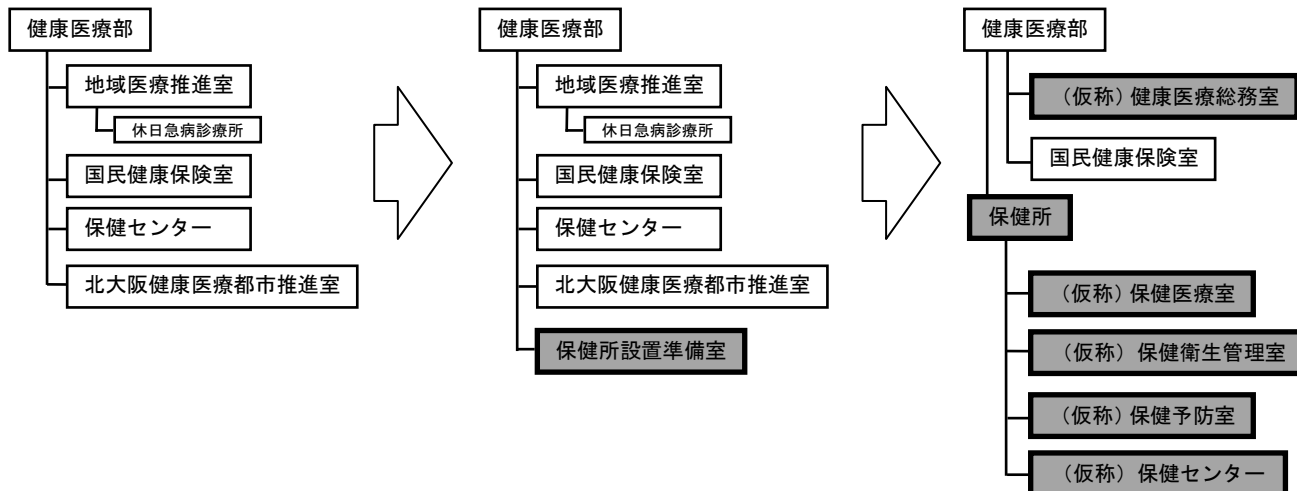


### (3) 健康医療部（保健所関連）

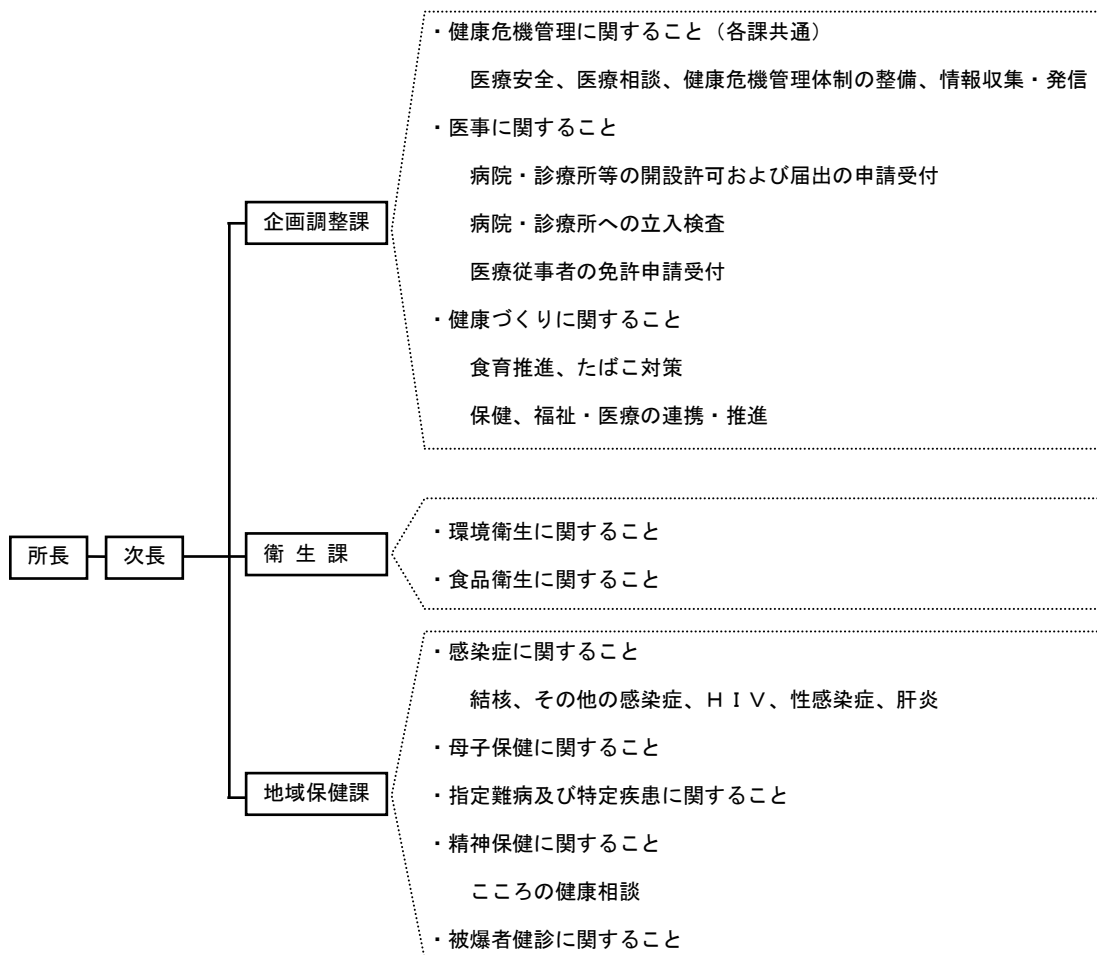
平成 29 年度 (2017 年度)

平成 30 年度 (2018 年度)

平成 32 年度 (2020 年度)



#### (参考) 現在の吹田保健所の組織体制





## 9 人員体制

円滑な中核市移行を進めるために、移行予定の3年前から内部の準備体制を整えています。

あわせて、「大阪府市町村職員研修生取扱要綱」に基づき、中核市移行による権限移譲に伴い必要となる知識の習得を目的として、府への職員派遣研修を実施します。

なお、中核市移行後の人員体制につきましては、府からの職員派遣を含め、今後更なる検討を進めます。

### (1) 平成 29 年度 (2017 年度)

所属	職種	人数	業務の内容
行政経営部 企画財政室 中核市移行準備グループ	事務職	4人(内1名兼務)	・中核市移行に関する全ての業務
	保健師	1人	
合計		5人	

### (2) 平成 30 年度 (2018 年度)

#### ア 中核市移行に向けた準備体制

所属	職種	人数	業務の内容
行政経営部 中核市移行準備室	事務職	5人(内1名兼務)	中核市移行に関する業務全般(原則、保健所の設置に関する業務を除きます)
	化学職	1人	主に環境衛生に関する事務の検討を担当(検査等の実施や組織の検討など)
健康医療部 保健所設置準備室	事務職	5人(内2名兼務)	・保健所の設置に係る業務全般(移譲事務、組織、職員体制、施設等の検討など)
	保健師	2人	
学校教育部 教育センター	指導主事	1人	・府研修への参加等による情報収集及び分析 ・吹田市教職員研修計画のたたき台の作成
合計		14人	

#### イ 大阪府への派遣職員

保健所設置に伴う多くの移譲事務を市保健所が安定的に実施していくためには人材確保に加え、専門的な知識や技術・経験の蓄積が重要になります。

保健サービスの維持及び保健所業務の円滑な移管を図るため、府・市協議の上、必要な職種について、移管前の市職員派遣、移管後の府職員派遣を実施します。

部門	職種	人数	派遣先
保健・衛生	保健師	4人	吹田保健所等
環境	事務職	1人	環境農林水産部産業廃棄物指導課等
合計		5人	

(3) 平成 31 年度 (2019 年度)

ア 中核市移行に向けた準備体制 (予定)

所属	職種	人数	業務の内容
行政経営部 中核市移行準備室	事務職	5 人 (内 1 名兼務)	中核市移行に関する業務全般 (原則、保健所の設置に関する業務を除きます)
	化学職	1 人	主に環境衛生に関する事務の検討を担当 (検査等の実施や組織の検討など)
健康医療部 保健所設置準備室	事務職	5 人 (内 2 名兼務)	保健所の設置にかかる業務全般 (移譲事務、組織、職員体制、施設等の検討、人材確保など)
	保健師	2 人	
学校教育部 教育センター	指導主事	1 人	・府研修への参加等による情報収集及び分析 ・吹田市教職員研修計画実施要項及び資料の作成
合計		14 人	

イ 大阪府への派遣職員 (予定)

部門	職種	人数	派遣先
保健・衛生	事務職	2 人	吹田保健所
	保健師	8 人	健康医療部保健医療室各課
	獣医師	3 人	茨木保健所
	薬剤師	4 人	こころの健康総合センター 等
	精神保健福祉士	1 人	
	管理栄養士	1 人	
環境	事務職	1 人	環境農林水産部産業廃棄物指導課等
合計		20 人	

(4) 平成32年度(2020年度)

ア 中核市移行により増員が見込まれる職員(予定)

所属	職種	人数	主な業務の内容
子育て給付課	事務職	2人	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく業務
保健所 (配置する室については検討中)	医師	2人	所長業務、医学的な判断が求められる業務全般
	事務職	11人	企画調整、衛生、地域保健に関する業務全般
	保健師	18人	企画調整、母子・難病、精神保健、感染症
	獣医師	4人	食品衛生監視員、環境衛生監視員、狂犬病予防員
	薬剤師	10人	薬事監視員、食品衛生監視員、環境衛生監視員
	精神保健福祉士	2人	精神保健
	管理栄養士	2人	特定給食施設等への指導、栄養表示
	放射線技師	1人	結核患者の管理健診、病院立入り
(仮称)産業廃棄物指導課	事務職・化学職	7人	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業務等
教育センター	事務職・指導主事	3人	教職員研修計画立案等
合計		62人	

※人数については、先行市の中核市移行時の人数で積算しています。

イ 大阪府からの派遣職員(予定)

移管後も先行市同等の府からの職員派遣を要望します。

所属	職種	人数	主な業務の内容
保健所	医師	1人	所長業務等
	事務職	2人	企画調整に関する業務等
	保健師	5人	結核・感染症に関する業務等
	獣医師	1人	動物愛護及び管理に関する業務等
	薬剤師	4人	食品営業施設等の許可、立入検査等
	精神保健福祉士	1人	精神疾患に関する知識の普及業務等
	放射線技師	1人	管理健診、接触者健診、家族健診等
合計		15人	

## 10 外部監査制度

中核市は、包括外部監査を実施する義務があります。

また、包括外部監査の導入にあわせ、個別外部監査も導入する方向で調整します。

(参考) 外部監査制度の概要 (地方自治法第 252 条の 27~)

### 外部監査契約

**包括外部監査契約** 都道府県、指定都市、中核市は、義務付けられている。  
その他の市町村は、条例で定めることで導入できる。

**個別外部監査契約** 全ての地方公共団体がその判断により、条例で定めることで導入ができる。  
(条例で定め、次の請求又は要求があった場合のみ)

— 選挙権者からの事務監査請求

— 議会からの監査請求

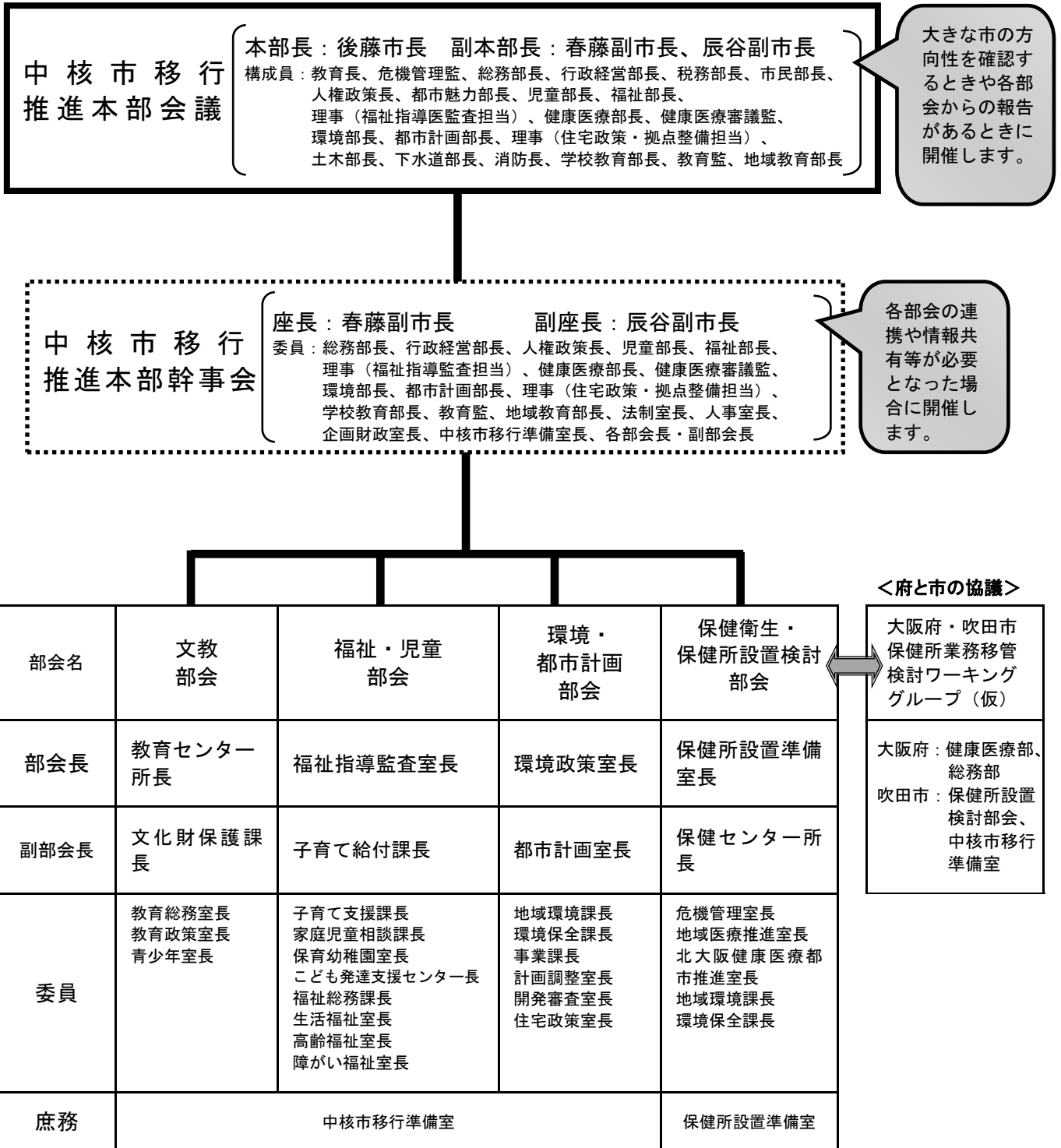
— 長からの監査の要求

— 長からの財政援助団体等の監査の要求

— 住民からの監査請求

# 11 中核市移行推進体制

本市の中核市への移行を総合的かつ計画的に推進するため、中核市移行推進本部を設置しました。全庁が一体となって、中核市移行の取組を進めています。



## 12 中核市移行に伴う財政的影響額の見込み等

中核市移行に伴う新たな事務を実施するための経費は、普通交付税で措置されることになります。

平成 28 年度（2016 年度）決算ベースで試算しますと、中核市移行に伴い普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額が約 13.5 億円増加します。また、普通交付税約 4.2 億円が増加し、臨時財政対策債約 9.3 億円が新たに発行可能となります。

### （1）中核市移行に伴う財政的影響額の見込み（平成 28 年度（2016 年度）ベース）

費 目		影響額 (千円)	備 考
歳 入	普通交付税	415,234	臨時財政対策債発行可能額を除く (927,427 千円)
	国庫支出金	166,250	小児慢性特定疾患医療費助成、特定不妊治療費助成等
	府支出金 (【次ページ】参照)	△390,690	生活保護負担金、地域福祉・子育て支援交付金、大阪版地方分権制度に基づく交付金等
	手数料等	68,902	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金含む
	小 計 (A)	259,696	
歳 出	事業費	648,843	大阪府積算額
	人件費	498,600	7,900 千円 <sup>※1</sup> × 60 人 + 12,300 千円 <sup>※2</sup> × 2 人
	包括外部監査制度	12,386	中核市における平均費用 <sup>※3</sup>
	小 計 (B)	1,159,829	
差引影響額 (A) - (B)		△ 900,133	

※1 平成 28 年度（2016 年度）本市一般会計における 1 人当たり年間平均給与額

※2 府内先行市における平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の医師の平均人件費

※3 「2017 年版包括外部監査の通信簿」より（平成 28 年度（2016 年度）報酬額）

(2) 中核市移行に伴う大阪府支出金の影響 (平成 28 年度 (2016 年度) ベース)

ア 補助金・負担金事業の影響

No.	名 称	影響額 (千円)
1	生活保護費負担金	214,494
2	民生委員協議会等負担金	484
3	老人クラブ活動費補助金	3,479
4	交流活動館運営費補助金	2,778
5	重度身体障害者等住宅改造助成事業補助金	1,258
6	地域福祉・子育て支援交付金	116,269
7	教育コミュニティづくり推進事業費補助金	1,727
8	身体障害者手帳診断料事務交付金	37
9	身体障害者福祉費負担金	1,335
10	施設入所措置費等府費負担金	2,074
	合 計 (a)	343,935

イ 大阪版地方分権制度等に基づく交付金の影響

No.	名 称	影響額 (千円)
1	児童福祉施設設置 (保育所、児童館) に係る認可等	2,256
2	児童福祉施設設置 (助産施設・母子生活支援施設) に係る認可等	27
3	認可外保育施設からの届出の受理等	2,332
4	指定障害福祉サービス事業者の指定等	11,641
5	指定居宅サービス事業者の指定等	16,093
6	特別養護老人ホーム (定員 29 人以下) の設置の認可	158
7	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等	27
8	有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等	1,194
9	社会福祉事業 (老人福祉センター) 開始の届出の受理等	27
10	身体障害者手帳の交付	8,302
11	大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境等の保全等に関する条例に係る規制等事務	4,137
12	ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等	139
13	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等	53
14	浄化槽の設置に関する届出受理等	142
15	終身建物賃貸借事業の認可等	27
16	屋外広告物法に基づく事務	200
	合 計 (b)	46,755

(a) + (b)	390,690
-----------	---------

### (3) 中核市移行に関する費用

#### ア 平成 29 年度 (2017 年度) 見込み

担当部署	事業名	主な内容	金額 (円)
行政経営部 企画財政室	中核市への移行検討事業	大阪府庁等への旅費 研修講師旅費 中核市候補市負担金	186,000
計			186,000

#### イ 平成 30 年度 (2018 年度) 予算

款	項	目	事業名	内容	予算 (円)	担当部署
総務費	総務管理費	一般管理費	一般事務事業	保健師・獣医師・薬剤師・管理栄養士・精神保健福祉士の採用試験に係る手数料、総務省事前審査の対応旅費	797,654	総務部 人事室
総務費	総務管理費	一般管理費	一般事務事業	電子複写機借上料	117,000	行政経営部 中核市移行準備室
			中核市への移行検討事業(拡充)	「吹田市中核市移行基本計画」冊子の作成にかかる印刷製本費、市民周知に係る消耗品費(リーフレット等)、総務省事前審査の対応旅費等	3,160,000	
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	保健所設置検討事業(新規)	旅費、職員研修に係る講師報償金等	574,000	健康医療部 保健所設置準備室
土木費	都市計画費	都市計画総務費	景観まちづくり推進事業(拡充)	屋外広告物調査及びシステム構築業務に関する委託料	24,305,000	都市計画部 都市計画室
教育費	教育総務費	教育センター費	一般事務事業	大阪府法定研修及び管理職研修の実地調査並びに先行中核市聞き取り調査に係る旅費	128,760	学校教育部 教育センター
合 計					29,082,414	



ウ 平成 31 年度（2019 年度）予算（予定）

※先行市の中核市移行に係る初期費用

	項目	金額 (百万円)	備考
1	システム関係	63	各種システム構築・改修
2	備品・消耗品等	42	保健所備品・消耗品購入（検査備品・試薬等）
		14	保健所工事・修繕（LAN 工事、看板取替等）
		3	各種備品・消耗品類（保健所を除く）
3	母子父子寡婦関係	108	母子父子寡婦福祉資金債権買取り
4	PR 関係	2	リーフレット・横断幕作成、講演会等経費
合計		232	

（４）大阪府市町村振興補助金

ア 内容

市町村が将来に向けて自律していくことを府が後押しするため、「大阪発地方分権改革」の着実な推進に関する取組や、市町村の自律化に向けた体制整備及び行財政基盤を強化する取組に対して支援するもの。毎年、府内自治体の取組状況に応じて、府補助金総額約 10 億円が配分されます。

イ 内容

中核市移行に向けた取組を行っている自治体に対しては、移行 2 年前から移行後 2 年の 4 年間、補助金が交付されます。

ウ 先行市の補助金額

中核市移行に向けた取組を行っている自治体に対しては、移行 2 年前から移行後 2 年の 4 年間、補助金が交付されます。

年度	枚方市 (H26 年度移行)		八尾市 (H30 年度移行予定)		吹田市 (H32 年度移行予定)	
	中核市移行 支援の算定	金額 (千円)	中核市移行 支援の算定	金額 (千円)	中核市移行 支援の算定	金額 (千円)
平成 25 年度 (2013 年度)	○	40,000	×	21,200	×	3,900
平成 26 年度 (2014 年度)	○	80,900	×	12,800	×	4,000
平成 27 年度 (2015 年度)	○	83,200	×	15,700	×	7,900
平成 28 年度 (2016 年度)	×	8,600	○	54,900	×	8,500

注 1：平成 24 年度 (2012 年度) 以前の金額は非公表となっています。

注 2：金額の内訳は非公表となっているため、中核市移行支援としての補助金額は不明です。

## 13 市民への周知

平成29年(2017年)7月号の市報すいた等で、本市が平成32年度(2020年度)に中核市移行を目指していることを発信した後、市のホームページにおいて広く情報発信に取り組んできました。また、平成30年(2018年)4月号の市報すいたで更なる周知を図りました。

今後は、中核市移行に向けた取組をまとめたリーフレットの配布等を予定しており、「吹田市中核市移行計画(案)」を策定した後は、市民説明会や出前講座などを実施し、市民の皆様に丁寧な説明を行うとともに、御意見等もお聞かせいただきながら、検討を進めていきます。

### (1) 市報すいた(平成29年(2017年)7月号)

# 吹田市は「中核市」移行をめざします



5月16日、後藤市長が府庁を訪れ、新井副知事に中核市移行に向けた協力要請を行いました。市は平成32年度(2020年度)の中核市移行をめざし、検討を進めます。中核市移行については市ホームページにも掲載しています。☎企画財政室中核市移行準備担当(☎6155・5782 ☎6368・7343) 吹田市 中核市 検索

#### 中核市って何?

全国には、人口1000人以下の村から100万人を超える大都市まで約1700の市町村があります。これらの市町村は法律などにに基づき、ほとんど同じような事務を行っています。一方で、市町村の規模により、地域において果たすべき役割や抱える課題は異なります。そこで、人口20万人以上の要件を満たす都市(政令指定都市を除く)の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

府内では、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市の4市が中核市になっています。

#### 中核市移行の流れ(主な動きと今後の予定)

平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●吹田市中核市移行推進本部の設置(5月8日)</li> <li>●大阪府へ協力要請(5月16日)</li> </ul>
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市議会へ「中核市指定申出」議案を提出</li> </ul>
平成31年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府・府議会の手続き</li> <li>●国の手続き・政令公布</li> </ul>
平成32年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中核市移行</li> </ul>

#### 中核市になったら何が変わるの?

中核市になると、府が行っている多くの事務を市が担うことになります。これにより、市民に身近なところで行政を行うことができるようになり、きめ細かな対応が可能となります。

また、市が保健所を設置することで府と市が行ってきた保健事業の一元化を図り、保健衛生行政の効率的・効果的な実施につなげるとともに、市が進める健康・医療のまちづくりをはじめ、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進できるようになります。

部門	中核市が担う主な権限・事務
保健衛生 (保健所の設置など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策、難病に関する相談支援、食中毒への対応</li> <li>●飲食店、養育場、旅館、公共浴場の営業許可</li> <li>●診療所、助産所の開設許可</li> <li>●理容所、美容所、クリーニング所の開設届けの受理や監督</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方社会福祉審議会の設置・運営</li> <li>●母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け</li> </ul>
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物処理業の新設・更新の許可や指導監督</li> <li>●産業廃棄物処理施設の設置・変更の許可や指導監督</li> </ul>
都市計画	●屋外広告物の条例による設置制限
教育	●市立小・中学校の教職員の研修

市報すいた  
平成29年7月号 10

市民の命と豊かな暮らしを支えるために

## 平成32年度「中核市」移行に向けて

市は市民サービスの向上を図り、すべての人が健康でいきいきと活躍し、安心して暮らせるまちをめざし、中核市移行について検討を進めています。詳しくは市ホームページにも掲載しています。

吹田市 中核市 検索

### Q：中核市になったら何が変わるの？

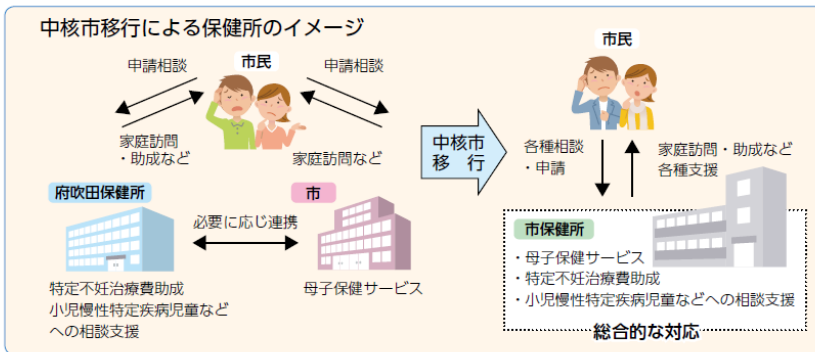
A：保健所を設置するなど、府が行っている多くの事務を市が担います。市の名称や区域などは変わりません。

### Q：市が新たに行う事務に必要なお金は？

A：中核市移行に伴う新たな事務の経費は、国からの普通交付税などで措置されます。

### Q：中核市になる効果は？

A：例えば市が保健所を設置することで、これまでの母子保健や子育て支援、健康増進などの事業に加え、保健所が行ってきた専門的・技術的な業務を一体的に実施できます。そのほか、行政サービスの効率化・迅速化や、福祉、環境、都市計画、教育など幅広い分野で、地域特性を生かした特色あるまちづくりの推進などができ市民サービスの向上につながります。



### Q：中核市移行はどのように進めていくの？

A：移行に向けた市の考え方などをまとめた「(仮称)吹田市中核市移行計画(案)」ができる今年夏ごろに、パブリックコメントの実施や市民説明会の開催を予定しています。今後、広くみなさんの意見を聞きながら、移行に向けた取り組みを進めます。

中核市移行に向けて4月から2室を設置します。

行政経営部 中核市移行準備室(☎6155・5782) 6368・7343) 市役所高層棟5階  
健康医療部 保健所設置準備室(☎6170・4815) 6368・7347) 市役所低層棟3階  
※保健所設置準備室の電話とファックスは4月2日(月)から。

## 14 職員研修

中核市への移行に向けては、市民への周知はもとより、市職員自身が制度や内容について十分に理解しておくことが必要です。

平成29年度（2017年度）は、以下のとおり、管理職向けの研修を含めた、計5回の研修を実施しました。平成30年度（2018年度）以降も、新規採用職員向けの研修をはじめ、積極的に研修を行っていく予定です。

### （1）豊中市の産業廃棄物行政の現状について

日 時	平成29年（2017年）6月22日（木）11時～12時
講 師	豊中市環境部事業ごみ指導課 澤田主幹 同課産業廃棄物指導係 柴田係長
実施体系	第2回環境・都市計画部会として実施
内 容	冒頭に市長から訓示があった後、講師より中核市移行前準備と大阪府から権限移譲された産業廃棄物関連業務について説明。

### （2）公衆衛生の理解のために～衛生行政の歩みと保健所業務～

日 時	平成29年（2017年）7月14日（金）9時15分～11時30分
講 師	吹田保健所長 谷口医師
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	冒頭に市長から訓示があった後、講師より衛生行政の基本的知識や衛生行政制度について説明。その後、参加者より質疑応答。
参加人数	71人

### （3）吹田保健所及び中核市保健所の保健活動について

日 時	平成29年（2017年）9月4日（月）9時15分～12時
講 師	吹田保健所地域保健課 川原師長 同所企画調整課 芝田総括主査 枚方市保健所保健予防課 武田課長代理
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	主に保健師等の専門職が研修に参加し、講師より中核市保健所での保健活動等について説明。
参加人数	69人

#### (4) 大都市制度における中核市について

日 時	平成29年（2017年）10月27日（金）14時～16時
講 師	大阪大学大学院法学研究科 北村教授（行政学専攻）
実施体系	職員研修（人事室との共催）
内 容	主に管理職の職員が研修に参加し、講師より 48 中核市と吹田市の位置付けについてデータ分析の説明があった後、参加者と一緒に吹田市の特性を考察。
参加人数	75 人

#### (5) 中核市の業務について～廃棄物関係の業務を例に～

日 時	平成29年（2017年）11月30日（木）15時～17時
講 師	環境省環境再生・資源循環局制度企画室 相澤室長
実施体系	第4回環境・都市計画部会として実施（職員研修扱い）
内 容	産業廃棄物に関する業務を例に、中核市になることによる責任と権限、及び事務負担と裁量について説明。
参加人数	38 人

## 15 今後のスケジュール

平成32年（2020年）4月の中核市移行に向けて、今後は以下のスケジュールで、府との協議や国との手続等を進めていきます。

年 月	会 議 名 称 等	補 足
平成30年 5月 (2018年)	「吹田市中核市移行基本計画（案）」の策定	概略版のリーフレットについても、全戸配布予定
5月 ～6月	「吹田市中核市移行基本計画（案）」のパブリックコメントを実施	同時に、市民説明会を開催予定
7月	「吹田市中核市移行基本計画」の公表	
平成31年 1月 (2019年)	総務省・厚生労働省ヒアリング	総務省ヒアリングのみの実施になる可能性があります。
2月	「中核市指定申出」議案を市議会に提出	
4月	市から府へ「中核市指定の申出に対する同意」の申入れ	↓ 以降は、議案が可決された場合のスケジュールです。
5月	府議会で「中核市指定の申出に対する同意」議案の提出	
8月	市から国へ「中核市指定を求める申出」	
10月	中核市指定の政令公布	
平成32年 4月 (2020年)	中核市移行	

※本スケジュールは、国や府との協議等により、時期が前後する可能性があります。

## 参考資料 中核市移行に向けたこれまでの市の取組

平成 18 年（2006 年）6 月に地方自治法の一部が改正され、本市が中核市の指定要件を満たすことになって以降、断続的に中核市移行に関する調査・研究を進めてきました。

平成 27 年（2015 年）7 月に実施した政策会議において中核市への移行を政策課題と位置付け、平成 29 年（2017 年）の 2 月議会において、市長が平成 32 年度（2020 年度）の中核市移行を表明しました。

その後、同年 4 月に中核市移行準備担当を配置するとともに、中核市移行推進本部を立ち上げ、府に対し移行への協力要請を行いました。また、今年 4 月には中核市移行準備室と保健所設置準備室を新たに設置し、円滑な中核市への移行に向け準備を進めているところです。

年 月	会 議 名 称 等	内 容
平成 18 年 (2006 年) 6 月	改正地方自治法公布・ 一部施行	地方自治法の一部改正に伴い、中核市の指定要件のうち面積要件が廃止されたことから、吹田市も指定要件を満たすこととなった。これを受け、本市でも中核市制度の見直しの内容について、調査・研究を開始。
平成 19 年 (2007 年) 5 月	政策会議	「中核市への移行の検討」を政策課題である「まちづくり推進ポリシー136」の 35 番に位置付け。
平成 23 年 (2011 年) 6 月	政策会議	「権限移譲の推進」として「中核市への移行推進」を政策課題である「3つの維新」の「行政の維新」に位置付け。
平成 27 年 (2015 年) 7 月	政策会議	政策課題《mission24》の 20 番に「中核市へ移行し、自治権限を強化します。」と位置付け。
平成 28 年 (2016 年) 5 月 ～ 平成 29 年 (2017 年) 2 月	中核市移行準備に係る 庁内検討会議及び作業 部会	中核市移行における方向性やその準備について、検討や議論を行い、効果的、効率的に作業を進めるため、庁内検討部会を設置。また、その準備作業を円滑に行うため、作業部会を設置。計 6 回開催。
3 月	平成 29 年 2 月定例会で 中核市への移行につい て言及	「平成 32 年度（2020 年度）の中核市移行を目指します。」 平成 29 年 2 月定例会で関連予算可決
4 月	企画財政室に中核市移 行準備担当設置	事務職 4 人（内、1 人は兼務）、保健師 1 人
	平成 29 年度第 1 回全国 施行時特例市事務担当 者会議（茅ヶ崎市）	吹田市より 1 人が出席

年 月	会 議 名 称 等	内 容
平成 29 年 5 月 (2017 年)	第 1 回中核市移行推進 本部の開催	1. これまでの検討状況 2. 本部の体制 3. 移譲事務の確認 4. スケジュール (案) 5. 協力要請
	大阪府に対し協力要請	市長が副知事を訪問
	市民向け情報発信	部長ブログ、市フェイスブック、すいたんフェイスブック及びツイッター
	職員向けニュース レター発行開始	「いこう!中核市～Road to CHUKAKUSHI 2020～」以降、毎月 20 日発行
6 月	中核市移行に関する視 察 (枚方市保健所)	中核市移行後の状況等についてヒアリング
	第 1 回府・市中核市移 行会議	1. 中核市制度について 2. 中核市移行までのスケジュール等について 3. 移譲事務調査表について
	第 1 回中核市移行推進 部会を 4 部会開催	中核市移行に向けたこれまでの経過及び今後のスケジュールについて
	第 1 回吹田市保健所業 務移管検討ワーキング 会議	1. 吹田市への保健所業務移管検討体制について 2. ワーキング会議の今後の進め方について
	第 2 回中核市移行推進 部会【環境・都市計画 部会】	1. 市長訓示 2. 豊中市職員による産業廃棄物処理事業の説明
	中核市移行に関する視 察 (川口市、八王子市 保健所)	1. 川口市→市民啓発等について 2. 八王子市→保健所設置等について
7 月	中核市移行に関する職 員研修 1	【講師】谷口吹田保健所長 【参加者】71 人 【場所】全員協議会室 【内容】1. 市長訓示 2. 吹田保健所の保健衛生行政について
8 月	第 2 回吹田市保健所業 務移管検討ワーキング 会議	大阪府保健所の概要について



年 月	会 議 名 称 等	内 容
平成 29 年 8 月 (2017 年)	第 1 回保健所勉強会 〈精神保健に関する事務〉	1. こころの健康相談（臨床心理士等による相談）、訪問 2. 精神疾患に関する知識の普及 3. 自殺対策
	第 1 回中核市移行推進本部幹事会	スケジュール確認、検討シートの説明
	検討シート作成説明会	スケジュール確認、検討シートの説明
9 月	中核市移行に関する職員研修 2	【講師】吹田保健所地域保健課川原師長、企画調整課芝田総括主査、枚方市保健所保健予防課武田課長代理 【参加者】69 人 【場所】保健センター 【内容】吹田保健所及び中核市保健所の保健活動について
	第 2 回保健所勉強会 〈健康増進等に関する事務〉	1. 特定給食施設（病院、介護老人保健施設等）への指導 2. たばこ対策 3. 食育推進プロジェクト事業 4. 地域職域連携推進事業
	第 2 回府・市中核市移行会議	1. 吹田市からの報告事項等について 2. 移譲事務説明会について 3. 質疑応答
	第 2 回中核市移行推進部会【福祉・児童部会】	1. 社会福祉審議会の設置 2. 検討シートの確認 3. 今後の進め方
	第 3 回保健所勉強会 〈原爆支援、アスベストに関する事務〉	1. 原爆健康被害者に対する支援（医療費助成、健康診断等） 2. 石綿健康被害者への医療費助成、相談
	第 4 回保健所勉強会 〈結核・感染症等に関する事務〉	1. 結核患者、家族への専門的支援・検診・訪問指導・相談 2. 性感染症の相談・検査・予防啓発
	第 5 回保健所勉強会 〈母子・難病保健に関する事務〉	1. 在宅難病患者に対する専門的支援、訪問指導、相談 2. 難病児者への医療費助成の申請 3. 医療的ケア児、重度心身障がい児への在宅支援 4. 特定不妊治療への助成

年 月	会 議 名 称 等	内 容
平成 29 年 10 月 (2017 年)	第 3 回吹田市保健所業務移管検討ワーキング会議	吹田市における中核市移行に伴う保健所業務移管に係る課題について（質問の回答）
	第 2 回中核市移行推進本部【保健衛生・保健所設置検討部会】、第 3 回中核市移行推進部会【福祉・児童部会】	保健所の土地・建物に関する合同部会
	平成 29 年度第 2 回全国施行時特例市事務担当者会議（茅ヶ崎市）	吹田市より 1 人が出席
	第 6 回保健所勉強会 ＜保健医療計画等に関する事務＞	1. 保健所運営協議会の運営 2. 大阪府保健医療計画 3. 地域連携クリティカルパス事業
	中核市移行に関する職員研修 3	【講師】大阪大学大学院法学研究科教授 北村巨氏 【参加者】75 人 【場所】研修室 【内容】大都市制度における中核市について
	第 2 回中核市移行推進部会【文教部会】	1. 検討シートの進捗状況の確認について 2. 今後のスケジュールについて
	第 3 回中核市移行推進部会【環境・都市計画部会】	1. 検討シートの進捗状況の確認について 2. 今後のスケジュールについて
	第 4 回中核市移行推進部会【福祉・児童部会】	1. 検討シートの進捗状況の確認について 2. 今後のスケジュールについて
	第 3 回中核市移行推進部会【保健衛生・保健所設置検討部会】、第 5 回中核市移行推進部会【福祉・児童部会】	保健所の土地・建物に関する合同部会
11 月	第 7 回保健所勉強会 ＜動物愛護に関する事務＞	1. 動物の愛護及び管理に関する業務 2. 狂犬病予防に関する業務
	第 8 回保健所勉強会 ＜検査に関する事務＞	1. 検査に関する業務

年 月	会 議 名 称 等	内 容
平成 29 年 11 月 (2017 年)	中核市移行に関する視察 (高槻市)	包括外部監査について
	中核市移行に関する視察 (豊中市)	包括外部監査について
	中核市移行に関する視察 (豊中市保健所)	保健所設置等について
	中核市移行に関する視察 (高槻市保健所)	保健所設置等について
	第 4 回中核市移行推進部 会【環境・都市計画部会】	環境省環境再生・資源循環局制度企画室 相澤室 長による研修
12 月	第 5 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	吹田市が提示した質問項目に対する回答につい て(動物愛護関係)
平成 30 年 1 月 (2018 年)	第 3 回中核市移行推進部 会【文教部会】、第 6 回中 核市移行推進部会【福 祉・児童部会】、第 5 回中 核市移行推進部会【環 境・都市計画部会】、【保 健衛生・保健所設置検討 部会】	中間とりまとめ等についての合同部会
	第 6 回吹田市保健所業務 移管検討ワーキング会議	吹田市から提示のあった質問項目に対する回答 について(薬事関係)
	大阪府移譲事務説明会	計 6 日間の開催(マッセ O S A K A 及び咲洲庁 舎)
	第 2 回中核市移行推進本 部会議	1. 平成 29 年度(2017 年度)の取組について 2. 移譲事務や課題等に関する検討状況について
	第 9 回保健所勉強会 〈動物愛護に関する事務〉	大阪府動物愛護管理センター視察
	第 10 回保健所勉強会 〈医事に関する事務〉	1. 医療法に関する事務
4 月	中核市移行準備室及び保 健所設置準備室設置	中核市移行準備室 事務職 5 人(内、1 人は兼 務)、化学職 1 人 保健所設置準備室 事務職 5 人(内、2 人は兼 務)、保健師 2 人
	第 3 回中核市移行推進本 部会議	1. 吹田市中核市移行基本計画(素案)について 2. 今後のスケジュールについて 3. 中核市移行推進本部体制の変更について

## 吹田市中核市移行基本計画（素案）

平成 30 年（2018 年）4 月発行

【発行者】吹田市 行政経営部 中核市移行準備室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 06-6155-5782 FAX 06-6368-7343